

タイ、ASEANの今がわかるビジネス・経済情報誌『アレイズ』

Aray'Z

進化すべし、変化すべし

使える! タイ 会計・税務 概観とFAQ (法人税・個人所得税・VAT)

野村総合研究所タイ

タイ、アセアンの自動車ビジネス新潮流を読む

ASEAN×BUSINESS×PERSON

サワヤ(タイランド) 平木 良和 氏

11

NOVEMBER
2019 Vol.95

FREE



BHAKASA INDUSTRIAL



バンパー新工業団地 IEAT 販売開始

(タイ工業団地公社)

5 km
フレクサ BTS駅

22 km
バンコク港 (クロントーイ港)

25 km
スワンナプーム 国際空港

112 km
レムチャバン港



バンコク都心に最も近い 最新のIEAT工業団地

バンパー工業団地が完成してから40年強。長い期間をかけて確固たる産業集積を築いてきたサムットプラーカン県。このエリアに最新のIEAT:タイ工業団地公社の工業団地が登場します。都市化に伴い周辺エリアでは工場の操業が難しくなってきていますが、この工業団地の中では安心して操業が可能です。



インフラ・システム概要



通信システム

光ファイバーおよび高速インターネット



給水システム

6,000 cu.m./日
Metropolitan Waterworks Authority,Samut Prakan Branchより供給



ガスシステム

天然ガス供給パイプライン
PTT Natural Gas Distribution Co., Ltd.より供給



電力供給

30 MW Electricity Substation
Metropolitan Electricity Authority,Samut Prakan District.より供給



廃水処理システム

2,500 cu.m./日
の汚水処理が可能



Check Point

- タイ工業団地公社認定**
工場建設、操業許可などワンストップで申請でき安心して操業可能です。
- 都心に最も近い**
BTSフレクサ駅から5km。バンコク都心まで直線距離で約20km。都心からの通勤や物流に便利です。
- バンパーエリアの希少な工業用地**
都市化に伴い周辺では工場操業が難しくなっています。工場ができる土地は希少価値があります。



最適な産業

- 自動車部品
- 電気電子部品
- 産業用機械、ロボット
- 食品加工
- 冷凍・冷蔵倉庫
- EC向け物流、一般物流
- 研究開発施設

プロジェクトエリア

ライ 649-1-96 ヘクタール 103.9 エーカー 256.79

工場・倉庫エリア

ライ 481-2-99 ヘクタール 770.796 エーカー 190.47

公共施設・サービスエリア

ライ 101-2-28 ヘクタール 162,511 エーカー 40.16

IEAT工業団地に関するお問い合わせは下記まで

電話 086-513-7435 高尾
メール takao@gdm-asia.com

GDM (Thailand) Co., Ltd.
www.gdm-asia.com
57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl, Unit 1211
Wireless Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

弊社のこれまでの実績

- 東プレ 様
 - コマツ 様
 - アイシングニアジャパンフィック 様
 - トヨタ車体精工 様
 - 古河電工 様
 - トヨタオートモーティブ 様
 - 福島工業 様
 - アルプス電子 様
 - 宇部興産機械 様
 - 積水プラスティック 様
 - 日本ガイシ 様
 - JX日鉛日石 様
 - バニソニックデバイスSUNX 様
 - アマダ 様
 - アスピル 様
- など 多数の企業様の物件取得サポートをさせていただいております。



CONTENTS



P48

Telescope Magazine
リチウムイオン電池よりも優れている? 充電可能な鉄イオン電池

【無料定期配達募集中】

ご希望の方は、件名を「無料定期配達希望」として、住所（郵便番号）、電話番号、氏名（日本語・英語）、年代、在タイ歴をご記入の上、以下までお申し込みください。

gdm-info@gdm-asia.com

※郵送はタイ国内に限らせていただきます。

ArayZマガジン11月号 Vol.95

2019年11月10日

発行 GDM (Thailand) Co., Ltd.
57, Park Ventures Ecoplex
12th Fl, Unit 1211, Wireless Road,
Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330
発行人一高尾博紀

Contact us

本誌、広告に関するお問い合わせ
ad@gdm-asia.com (Japanese - Thai - English)
www.arayz.com
086-513-7435 (高尾)、097-137-4831 (内堀)

著作権はGDM (Thailand) Co., Ltd.に属します。
本誌に掲載されている記事、写真などの無断
複数、複写、転載を禁じます。
Copyright by GDM (Thailand) Co., Ltd. 2019

【注意】本誌は、本誌が信頼できると判断した各種情報に基づき作成
されていますが、その正確性や確実性を保証するものではありません。
本誌に記載している情報のご利用に関しては、ご自身の判断
でなさればよろしく手めりください。また、本誌に記載された内容は
予告なく変更されることがあります。



12 特集 使える! タイ会計・税務

概観とFAQ(法人税・個人所得税・VAT)

25 タイ、アセアンの自動車ビジネス新潮流を読む

28 知らなきゃ損するタイビジネス法務

34 生産、物流現場カイゼンの知恵を学ぶ

38 PwC タイ ビジネススタディ

40 アジア エグゼクティブ人材 人事戦略

41 アジアでの「CFO経営」

42 ASEANビジネス法務 最新アップデート

43 ミャンマーの最新ビジネス法務

44 ASEANキャッシュレス決済がもたらす機会と脅威

46 タイにおける効果的な人材育成を考える

47 ベトナムから発信 現地ビジネス情報

54 GDMが解説するバンコクオフィス物件探し

64 ASEAN×BUSINESS×PERSON

サワヤ(タイランド) 平木 良和 氏

66 Japan Business Press

“脱中国、で加速するアジアの工場用地争奪戦”

72 Book Review ALCグループ 蒲原 隆 氏

74 世界の路上ワーカー

クラウドで海外法人の会計データを可視化

会計業務のノーボーダー化で 海外でのビジネス力を強化する

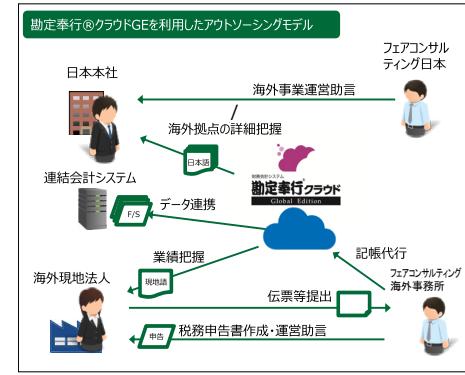
タイに進出された企業において、会計管理業務で頭を悩まされている企業は多いと思います。また昨今、日系企業の海外事業の重要性は増すばかりであり、連結経営、グループガバナンスといったストラーガンの下、会計管理業務の高度化が求められています。「勘定奉行」で実績のある、オーピックビジネスコンサルタント(OBC)がフェアコンサルティンググループ監修によって開発した、「勘定奉行クラウドGlobal Edition」でタイでの事業を見える化し、御社の事業に貢献します。

1. クラウドで海外法人の会計データを可視化する

クラウド環境により、1つのシステムに対して、海外現地法人・日本本社から、リアルタイムに双方向アクセスが可能になります。海外現地法人のデータのブラックボックス化を防ぎ、日本本社とのコミュニケーションをスムーズに取ることが可能です。

2. 世界トップレベルのセキュリティーと高可用性

勘定奉行クラウドGlobal Editionは、世界トップレベルのセキュリティーを誇る「Microsoft Azure」を採用。日本国内で三重化され管理されており、セキュリティー、運用継続性への対策は万全です。



3. クラウドシステムの拡張性

勘定奉行クラウドGlobal Editionでは、グローバル企業を想定した充実の機能を実装しており、シンプルな運用が実現できます。具体的には、複数言語切り替え機能、現地語からの摘要自動翻訳、多通貨機能・自動換算機能、現地担当者の目線に合わせた入力画面、取引のアップロード入力、現地証憑管理、代表的な連結会計ソフトとのインターフェース機能の実装等、数えればきりがありません。また、クラウドシステムの特徴として、会計システムが常に最新の状態に保たれます。機能追加、修正の際のバージョンアップ作業も必要ありません。OBCにより常に開発が進められており、今後も一層の機能拡張が見込まれます。

次回以降の記事で、勘定奉行クラウドGlobal Editionの特徴を詳細に解説していきます。

グローバルワンカンパニーオペレーションによる圧倒的なハイパフォーマンスチーム



Fair Consulting (Thailand) Co., Ltd.

海外進出・撤退支援 / M&Aアドバイザリー / 内部監査・ガバナンス強化
グローバルBPO / 移転価格・国際税務 / システムリユーション

この件に関する問い合わせ : grm@faircongrp.com

TEL : +66-2-726-9772 / 9773 Web : http://www.faircongrp.com/

29 Bangkok Business Center, Soi Sukhumvit 63 (Ekkamai), Sukhumvit Road, Klongton Nua, Wattana, Bangkok, 10100 Thailand

日本国公認会計士 / Director

子田 俊之 こだ しゆう



シスコム・コンサルティングカンパニーにて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あたたか監査法人の金融部門に多くの外資系大手金融機関へ会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中に米国プライベートオーナーへウスクルバースに赴任し、米国での業務経験を得る。タイ駐在前に、インドネシアにて4年間の勤務経験を得る。現在、タイオフィスにて、現地会計、税務および法規制の観点から、クラウドの視点に立った幅広いコンサルティングサービスを提供している。



「デジタル・ビッグバン」開催 テーマはASEAN連結性

東南アジア最大級の情報通信技術(ICT)イベント「Digital Thailand Big Bang 2019」が10月28日~31日、バンコク国際貿易展示場(BITEC)で開催された。デジタル経済振興庁(DEPA)が、年に1度主催するイベントで、今年のテーマは「ASEAN連結性」。タイ政府はデジタル技術を活用して、産業の高度化を図る新経済政策「タイランド4.0」を打ち出しており、高い付加価値を生み出せる経済への変革を進めている。

会場は、拡張現実(AR)といったデジタル技術による革新的・創造的なアイデアを紹介する「Creative Zone」、遠隔医療技術などを学べる「Social Zone」、未来の都市を体験できる「Smart City Zone」に分かれ、来場者にICT技術・サービスをアピールした。



「メンテナンス&レジリエンス」 日本能率協会

日本能率協会(JMA)とタイのExposis社は、10月2日~4日にバンコク国際貿易展示場(BITEC)で展示会とカンファレンスを複合したイベント「Maintenance & Resilience ASIA(メンテナンス&レジリエンス アジア2019)」を開催した。

産業・社会インフラの高度化を目指す「タイランド4.0」政策を背景に、多くの製造現場で生産性の向上や安全の確保が求められている。持続可能なもののづくり現場及びインフラ稼働を導くために、日系企業が有する保守技術および設備機器の導入に関心が高まっているタイで初開催となった。

農水産物・食品輸出商談会 ジェトロバンコク



ジェトロバンコク事務所は10月9日、バンコク市内で「バンコク日本農水産物・食品輸出商談会」を開催した。日本からは33社が参加し、在タイの日系企業やタイの輸入業者、飲食・小売店、ホテルなどに取り込みをかけた。

ショットによると、タイ国内の日本レストランは2019年、前年比で21%増の3,637店に増加。特に地方は358店増の1,644店と、日本食の人気は衰えていない。今後は日本産食品の需要増加にしっかり対応していくことが重要と指摘する。



北部の新生産棟竣工 村田製作所

村田製作所は10月4日、タイの子会社ムラタ・エレクトロニクス(タイランド)が北部ラムパーン県で建設を進めていた2つの生産棟が完成したことを発表した。スマートフォンを始めとする高機能化が進展するモバイル機器向け(EMIフィルター)や、電磁化が進む自動車向けの電子部品(アンテナコイル)の需要増加に対応するために体制を構築している。

投資額は約29億円(建物のみ)。ムラタ・エレクトロニクス(タイランド)は超音波センサー、アンテナコイル、圧電製品、コンデンサなどの開発・製造を行っている。



タイ先端技術企業を視察 日経ビジネススクール

日経ビジネススクールアジアは10月22日、先端技術を導入するタイ企業・工場の視察ツアーを催行した。「イノベーション」をキーワードに、政府主導でロボット産業やデジタル経済の発展に取り組むタイ。スタートアップ企業が続々と生まれており、從来の産業・消費の形が変わりつつある。

訪問したのは、タイ最大の財閥CPグループ傘下で食品大手CPの工場と、通信大手ツゥルー・コーポレーションが運営するスタートアップ支援施設のツゥルー・デジタル・パーク。参加者は最先端の情報通信・自動化技術を活用した現場を視察し、現状と変化の速さを肌で感じた。

行動の社会革新サミット 英週刊誌「エコノミスト」



世界の政治・経済ニュースをリードする英国の週刊誌「エコノミスト」は10月3日、バンコク市内でセミナー会議「Social Innovation in Action(行動の社会革新)」を開催した。

社会の変化を推進しているビジネスリーダー、政策立案者、社会起業家らが、「従来のビジネスをどのように変えるのか」「2030年までにどのような社会革新が起こるのか」といった好機や差し迫った課題について意見を交換。企業は株主に利益をもたらすのではなく、より広く社会に利益が配分されることが求められているという。



デジタル変革で覚書締結 日立とフレイザーズ

日立製作所のアジア統括会社である日立アジアとシンガポールの不動産大手で、タイの大手財閥TCCグループ傘下のフレイザーズ・プロパティは10月13日、アジア太平洋地域における不動産産業のデジタルトランスフォーメーションを合同で推進していく覚書を締結した。

日本と中国を除く同地域でのデジタルトランスフォーメーション連携の需要は、25年までに820億ドルにのぼると推定。また、シンガポール、タイ、オーストラリアで事業機会の調査を行い、将来的には新たなサービスの共同開発や投資を行う考えだ。

2019 注目の展示会 Exhibition Information

製造



BITEC
11月20日(水)~23日(土)
ASEAN最大の金属加工機械・技術の展示会
<https://www.metalex.co.th/>

自動車



IMPACT
11月29日(金)~12月10日(火)
36回目を迎える自動車の展示会
<https://www.motorexpo.co.th/>

金融



BITEC
11月28日(木)~12月2日(月)
金融商品の見本市
<http://www.moneyexpo.net/>

情報技術



IMPACT
11月27日(水)~29日(金)
電子開発製品、IoT、ビジネスソリューションなどの展示会
<https://cebitasean.com/>

製造



BITEC
12月12日(木)~14日(土)
周辺機器、原材料などの展示会
<http://www.metalap.com/home/index>

デジタル



BITEC
11月26日(火)~27日(水)
サイバーセキュリティなどの見本市
<https://www.cdicconference.com>

照明・印刷



IMPACT
11月14日(木)~17日(日)
LED、3D印刷などの見本市
<http://www.signasiaexpo.com/>

製造



IMPACT
11月13日(水)~15日(金)
エンジニアリング関連の展示会
<http://www.nationalengineering19.com/>

ArayZ Information Board



タイの税務の基礎知識 ②

~実務中級編~



日程:12月12日(木)14:00~17:00

会場:パーソナルコンサルタント社セミナールーム

費用:1,500バーツ

講師:弘富タ子(米国公認会計士/MO of ProMission Co., Ltd.)

申込/詳細:takahashi@personnelconsultant.co.th

NEW
法人企業の皆様に
会議室ご利用
サービス開始!



法人会員様 募集中

会員様特典!

会員の皆様は、会議室のご利用の他、
広告封入やイベントに特別料金で
ご出店いただけるなどの特典がございます。

NEW
法人企業の皆様に
会議室ご利用
サービス開始!

[料金表]	一般法人料金	法人会員特別料金
8-10名用	3,000バーツ/3時間	1,000バーツ/3時間
15-20名用	5,000バーツ/3時間	1,500バーツ/3時間
50名用	10,000バーツ/3時間	3,000バーツ/3時間

【お申込み・お問い合わせ】

タイ国日本人会(本館:サトーン 別館:スクンビット)
1st Floor, Sathorn Thani Bldg. II
92/2 North Sathorn Rd, Bangkok, Bangkok 10500
Tel: 0-2236-1201 E-mail: info@jat.or.th



*主催者は展示会の開催を延期または中止する場合があります。事前にウェブサイトでご確認ください。

次世代自動車、展示会で披露

タイのエネルギー省は10月10日～12日、「スマート・エネルギー・トランスポーメーション・アジア2019(SETA 2019)」をバンコク国際展示場(BITEC)で開催した。同省は持続的な成長と環境保護を目的に、代替エネルギーとクリーンエネルギーの利用を促す政策を推進しており、4回目となる今回のコンセプトは、「アジアのための統合された持続可能なエネルギーソリューション」。

会場内には、プリンス・オブ・ソンクラー大学が通信大手AISと共に開発中の無人運転車や三菱自動車のプラグインハイブリッド(PHEV)車「Outlander」などを展示。日本のベンチャー企業、FOMM(フォム)などの電気自動車を試乗できるエリアも設けられた。地



場企業が開発した「DT Motor」を試運転し台数も7万6,195台で同14.1%減と、需要た女性は、「小回りが少し効かなかったけど、が鈍化している」と述べた。

自動車生産、見通しを下方修正



いすゞ、新型ピックアップ発表

いすゞ自動車は10月11日、1トンピックアップトラック「D-Max」の新モデルを発表した。タイで生産されており、世界に先駆けて発表。オーストラリアや中東、アフリカなどに輸出して約100カ国に出荷する。およそ8年ぶりのモデルチェンジ(販売価格は1台51万～115.7万バーツ)で、デザインを刷新したほか、耐久性や安全性、燃費などを向上させた。

タイの新車市場は4割以上が1トンピックアップで占められている。トップのトヨタの1月～8月の販売台数は12万9,814台(シェア38.7%)で、2位のいすゞが10万5,209台(同31.4%)。車種別では、いすゞの「D-Max」が11万2,058台と、トヨタの「Hilux」の11万1,067台をわずかにリードしている。



1月～9月の累計生産台数は前年同期比2%減の157万2,627台。9月単月では前年同月比7.5%減の16万9,474台で、5ヵ月連続で前年実績を下回った。国内販売

低価格／複数専門家顧問サービス カイプロ 会計士・弁護士・社労士・BOI専門家への相談が

月額 5,500 THB



公認会計士 西川 和輝
タイ税務・BOI 専門家 坂田 竜一
弁護士 堤 雄史



社会保険労務士・USCPA (inactive)
長澤 直毅
弁護士・弁理士 永田 貴久

「うちのスタッフこう言ってるけど、それ本当？」
「本社から質問が来るが、専門外なので分からぬ」

お客様の声

Toyu Industries (Thailand) 戸山昌代様

労働者保護法の改正の実務への影響、BOIと会計の絡みなど、幅広い内容に親身に相談に乗ってもらっています。
低価格で様々な質問ができるので、他の中小企業さんにもぜひ試して欲しいです。普通の顧問契約よりも、こちらの方がオススメです。

詳細はサービス紹介サイトをご覧ください！

URL

<https://kaipro.link/>



Kaipro

お問い合わせ

カイプロ事務局

nishikawa@kaipro.link (西川)

タイの自動車生産・販売台数／関連輸出額(2019年9月)

《概要》

	2019年9月	前年同月比 増減%	2019年 1～9月累計	前年同期比 増減%
生産台数	169,474	-7.5	1,572,627	-2.0
国内販売台数	76,195	-14.1	761,847	2.0
輸出(CBU)台数	97,540	-6.4	821,101	-4.4

《国内販売台数》

	2019年 9月	前年同月比 増減%	2019年 1～9月累計	前年同期比 増減%
乗用車	33,277	-2.4	305,647	5.0
商用車 (1トンピックアップ、SUV含む)	42,918	-21.4	456,200	0.2
1トンピックアップ	34,235	-20.8	369,700	2.5
合計	76,195	-14.1	766,584	2.0

《生産台数》

	2019年9月	前年同月比 増減%	2019年 1～9月累計	前年同期比 増減%
乗用車	69,699		630,963	-4.6
バス	0		236	-37.9
ピックアップ				
1トン以下ピックアップ	0		0	
1トンピックアップ	97,016	-7.6	917,651	0
2ドアピックアップ	28,719	3.7	259,568	2.1
4ドアピックアップ	53,707	-13.3	539,331	2.5
PPV	14,590	-4.6	118,752	-13.6
5トン以下トラック	823	16.9	5,764	-9.4
5-10トントラック	391	18.1	3,333	33.2
10トン以上トラック	1,545	-1.5	14,680	-4.2
合計	169,474	-7.5	1,572,627	-2.0

《自動車関連輸出額》

	2019年 9月	前年同月比 増減%	2019年 1～9月累計	前年同期比 増減%
完成車(輸出額)	51,707.2	-5.0	422,936.9	-6.2
(台数)	97,540	-6.4	821,101	-4.4
エンジン	2,751.8	-11.4	24,531.0	-14.7
部品	15,810.3	-23.1	142,817.4	-14.3
スペアパーツ	2,078.0	15.8	18,435.2	-10.9
合計	72,347.3	-9.4	608,720.5	-8.7

[出典：タイ工業連盟、タイ自動車インスティテュート、Toyota Motor Thailand Co., Ltd.、報道各種]

タイの物流倉庫・賃貸倉庫検索サイト

Find Warehouse Thailand

タイ王国 77 県エリア、バンコク、シラチャ、ラヨーン、他、各県にある主要工業団地の賃貸倉庫、営業倉庫の検索が可能。倉庫オペレーションに必要な機材、サービスの専門業者もご紹介しています。



サイトの倉庫情報から直接メール、電話で所有会社へご連絡頂けます。サイトご利用による会員登録、利用手数料、成約手数料は一切掛かりません。

サイト内は英語、タイ語、日本語で検索可能です！



URL : <http://www.find-warehouse.com>
TEL : 064-934-9714 (Ms.Sueephat / タイ語・英語)
E-Mail : info@find-warehouse.com

IDEAS TECHNOLOGY PEOPLE

デジタルマーケティングから始まる ワンストップサービスへ！



ISHIDA TAISEISHA (THAILAND) CO., LTD
Tel: +66 (0) 2 745 6050 Mobile: +66 (0) 8 1936 6061 (厚見)
Mail: toshihiko.a@itp.co.th HP: <http://www.itp.co.th>
589/100 Central City Bangkok Tower 1, Room 03-302, 30th Fl.,
Bangkok-Trad Rd., Bangkok-Noi, Bangkok, Thailand 10260



図表1 税務の概観

国 税	
法人税	会社の利益に課される税金
個人所得税	個人の所得に課される税金
VAT(付加価値税)	日本の消費税に相当する税金
石油所得税	石油・天然ガスの採掘者に課される税金
特定事業税	銀行・証券・生保・不動産販売等、特定の事業に課される税金
印紙税	土地建物賃貸・株式譲渡・ハイバーチェス(割賦販売の一種)・ 借入契約等、特定の証書に課される税金
相続税・贈与税	土地等が相続・贈与された際の評価価格に課される税金
物品税	奢侈品や娯楽に課される税金
関税	輸出入の通関時に課される税金

地 方 税	
土地家屋税	土地、建物またはコンドミニアムの所有者に課される税金 (2020年1月1日より課税開始)
看板税	収益事業目的で使用されている看板の所有者に課される税金

図表2 『歳入法典』関連税制

法 令	
勅令	Royal Decree(政府・内閣が発令)
財務省令	Ministerial Regulations
財務省告示	Ministerial Notifications
租税委員会の正式見解	Board of Taxation's Rulings
歳入長官告示	Notification of the Director General of the Revenue Department
歳入局規則	Departmental Regulations

解 釈	
歳入局告示	Departmental Notification
歳入局通達	Departmental Instructions
ルーリング	Ruling(個別項目に対する歳入局見解)

タイ税務項目まとめ タイにおける 税務について

本稿では『法人税』『個人所得税』『付加価値税(VAT)』について解説しています。タイにおける税務の概観は図表1のようになります。

また、国税のうち法人税、個人所得税、VATを含む『歳入法典』関連税制については、詳細規定として図表2のような詳細なルールもあります。

また、二部税制には、二国間の徵税に関する条約である租税条約も関連してきます。

BizWings (Thailand) Co., Ltd.
Room 1201, 12th Floor, Q House Building,
66 Asoke Montri Road,
Wattana, Khlong Toei Nuea, Bangkok
+66 2-258-5592

倉地 準之輔CEO & Founder

1980年生まれ。大学在学中に公認会計士二次試験合格後、あすさ監査法人(KPMG)に入所。外資系企業勤務を経て、2013年米タイ、外資系会計事務所のジャパンデスクにて日系企業向けコンサルティング業務に従事した後、2015年10月にBizWings (Thailand) Co., Ltd.を設立。主に日本企業向けに管理業務に関する経営コンサルティング業務を提供し、現在に至る。公益財団法人東京都中小企業振興公社タイ事務所経営相談員、公認会計士(日本)、東京大学経済学部経営学科、米ケロッグ経営大学院卒業(MBA)。

東京SMEタイ事務所にて
無料で倉地氏に相談できます

倉地氏の担当は、木曜13時～17時。

詳細は、「東京SMEタイ」で検索、ホームページ上のMENUから「サービスのご案内」→1.現地経営相談の「詳細はどちら」へ。

※倉地氏は、東京SMEタイ事務所の経営相談員として木曜の午後を在籍。

※経営相談は、相談に対する助言・アドバイスを行うものであり、公社は経営責任を負うものではありません。

使える! 会計・税務 概観とFAQ

(法人税・個人所得税・VAT)

はじめに

2018年のタイの名目国内総生産(GDP)は5050億米ドルで、ASEANではインドネシアに続く第2位の地位にありました。

自動車産業を中心とした製造業を軸に堅実な成長を依然として続けており、経済規模においてもASEANで確固たる地位を築いています。また、一人当たりGDPも7274米ドルと同地

域ではシンガポール、ブルネイ・マレーシアに続く第4位、近年は中間所得層の伸びを見込んだ消費を取り込もうとする

サービス業の市場参入も目覚ましい状況です。

このようにタイの経済は順調に発展を遂げていることから、ビジネス環境や関連する情報もそれなりに整備されています。この環境下でビジネスを行う日本企業にとって『右も左もわからぬ』といった状況になることは、もはや無いのではないかと思われます。他方、経済の成熟が進んだ結果としてのタイ市場での競争激化や、日本・タイ双方で進む会計・税務を取り巻く法規制の詳細化を背景として、タイにおいても会計・税務情報のさらなる精緻化への対応要請は非常に速いスピードで進んでいます。

目次

タイ税務項目

そこで本稿は、会計・税務業務対応における『使える』情報を提供することを目的とします。

『使える』情報を提供することを目的とせん。

タイにおける税務の概観を表で確認します。

年間業務概観

タイにおいて1年間の業務を実施した場合に発生する会計及び主要な税務費目に関する業務の概要。

- ・ 他社財務情報
- ・ 利益を出すには
- ・ 親子ローンの金利設定
- ・ 減価償却期間の設定
- ・ 退職給付引当金の扱い
- ・ 駐在員人件費の扱い
- ・ 輸出取引のVATの扱い

Q & A

ArayZ 13

12 ArayZ



弊職が経営コンサルタントとしてよく受ける御質問と回答案をQ&A方式でまとめ、日系企業に関連すると思われる会計・税務上のポイントに関する情報提供を行います。すべてのポイントを網羅できるわけではありませんが、事例をベースにした内容ですので、自社の経営に適用できることもあるのではないかと思料します。

図表4 商業登記局のデータベース



※1) <https://datawarehouse.dbd.go.th>

会社情報

- 活動の有無
- 会社登記日
- 事業区分
- 登録資本金額
- 取締役名及びその署名権限
- 住所、連絡先、ホームページアドレス

財務諸表

- 貸借対照表(要約版)
- 損益計算書(要約版)
- 経営指標

国籍別株主構成

- 国籍別株主数
- 国籍別株式保有数及び割合

タイでは商業登記局のデータベース(※1)から、調査したい会社の社名や登記番号を入力することで、商業登記局に登録している会社情報を無料で取得できます。

A タイでは商務省のデータベースから登録企業の貸借対照表などを閲覧でき、取引先、調達先の信
用調査に活用できます。

Q タイで他社の財務情報が取得できると聞いたのですが、何がわかるのでしょうか。また、その使い道は何でしょうか。

① タイで取得できる他社財務情報とその使い方について

タイでは商業登記局のデータベース(※1)から、調査したい会社の社名や登記番号を入力することで、商業登記局に登録している会社情報を無料で取得できます。こちらのデータベースはタイ語版に加え英語版も具備されており、英語での情報取得も可能です(ただし、タイ語版と英語版の整合性に関しては要確認)。

また、その使い道として、例えば財務諸表数値を用いて他社との経営数値比較を行い、自社の経営に関する客観的な分析を行うというのは言わずもがなですが、タイにおいてはいわゆる日本における取引先調達先に関する「信用調査」についても、義的にはここで得られる情報を用いて自社で実施することができます。つまり、日本においては会社の財務諸表数値が上場会社を除いて比較的入手しにくい状況です。代わりに、いわゆる信用調査会社が財務諸表数値を入手してその分析を行っています。これに対し、タイにおいては会社の財務諸表数値がデータ入手者で実施することが想定されているということです。そういう意味でも、タイにおいてはこのデータベースを活用することによって自ら情報を入手し、分析するという非常に意味があるとい

ます。こちらのデータベースはタイ語版に加え英語版も具備されており、英語での情報取得も可能です(ただし、タイ語版と英語版の整合性に関しては要確認)。

また、その使い道として、例えば財務諸表数値を用いて他社との経営数値比較を行い、自社の経営に関する客観的な分析を行うというのは言わずもがなですが、タイにおいてはいわゆる日本における取引先調達先に関する「信用調査」についても、義的にはここで得られる情報を用いて自社で実施することができます。つまり、日本においては会社の財務諸表数値が上場会社を除いて比較的入手しにくい状況です。代わりに、いわゆる信用調査会社が財務諸表数値を入手してその分析を行っています。これに対し、タイにおいては会社の財務諸表数値がデータ入手者で実施することが想定され

ています。つまり、タイにおいてはこのデータベースを通じて容易に入手できることから、信用調査についても基本的にその分析を行っています。これに対し、タイにおいては会社の財務諸表数値がデータ入手者で実施することが想定され

ます。まずは基本として、タイにおいて1年間の業務を実施した場合に発生する会計及び主要な税務費目に関する業務の概要を説明します。この作業の流れを理解することで、タイ人スタッフとのコミュニケーションの円滑化が進み、将来発生する業務への予見性が持てるようになることが期待できます。

タイにおいて株式会社(非公開会社・非BOI企業)の年間業務として必要な会計・税務に関する業務のうち、会計全般及び税務に関する特に重要な『法人税』『個人所得税』『VAT』をまとめたものが以下の図表3です。

毎月の業務と暦年(カレンダー1年、1月1日～12月31日)の業務については会社ごとの決算日に関係なく同時期に発生しますが、中間決算日後(決算期)の業務と期末決算日後の業務については、会社ごとの決算日によって時期が変わります。自社の決算日に合わせた業務カレンダーを作成すると、業務が網羅的に把握できて便利です。

図表3

業務実施時期	実施内容	期日	内 容	業務種別		
				会計	税 务	
					法人税	個人所得税
毎 月	月次会計記帳	任意(早いほど望ましい)	月毎の会計情報を記録し、会社の経営成績や財政状態を把握	✓		
	法人税源泉徴収税申告・納付	翌月7日	個人・法人に対する一定の支払を行う際、その一定額を源泉徴収税として徴収、当該徴収額を申告・納付		✓	
	個人所得源泉徴収税申告・納付	翌月7日	従業員給与に応じた個人所得税の月次相当額を源泉徴収税として徴収、当該徴収額を申告・納付			✓
	VAT申告・納付	翌月15日	受け取ったVAT(売上VAT)から支支払ったVAT(仕入VAT)を控除したVATの金額を申告・納付。税率は現在7%			✓
中間 決算 日 後	法人税中間申告	中間決算日より2ヶ月以内	年間推定課税所得に基づく見積税額の半分を申告・納付	✓		
	源泉徴収票発行	翌年2月15日(対従業員) 翌年2月末(対顧客)	従業員給与から源泉徴収した金額等をまとめた源泉徴収票を発行・通知			✓
暦 年 終 了 後	確定申告	翌年3月末	課税年度期間(1月1日～12月31日)の個人所得に基づく税額を申告・納付。税率は累進課税で最大35%			✓
期 末 決 算 日 後	財務諸表作成	期末決算日後速やかに	年間の会社の経営成績や財政状態を示す財務諸表を作成	✓		
	会計監査	期末決算日後速やかに、かつ、株主総会前	タイの公認会計士を会計監査人として財務諸表に対する監査を実施	✓		
	定期株主総会	期末決算日より4ヶ月以内	監査済財務諸表を承認する定期株主総会を開催	✓		
	財務諸表登録	定期株主総会より1ヶ月以内	商業登記局に監査済財務諸表を登録	✓		
	法人税確定申告	期末決算日後150日以内	監査済財務諸表に基づく法人税に関する税務申告書を作成し、歳入局に申告・納付。税率20%(但し、中小企業向け軽減税率あり)	✓		✓

(注:税務の申告期限は、インターネット申告にすることで約1週間程度伸ばすことが可能)

理解しておこう 年間業務概観

理解しておこう



A ③ 親子ローンの金利設定方法について
Q 特別な決まりがあるわけではありません。ただ、設定した金利に対して合理的に説明できる必要があります。

日本にある親会社からの借入を行うことを検討しています。その際に金利を設定する必要があると思うのですが、年利何%なら問題ないでしょうか。

- 設定した金利について、以下のボ
- タイの歳入局
- 日本の税務署
- 当該金利の設定の背景について、説明できる資料・社内ポリシーがある。

結論から言うと、「年利何%なら良い」というルールがあるわけではありません。
そもそも、金利について「問題がある」と言つてくるのは、通常日本の税務署か、タイの歳入局のどちらかです。

イントに照らして妥当であるとい
う説明が可能。

- ① タイ子会社がタイの金融機関から同様の借入をする場合と同様の金利である（現行、1年ローンが7.0%程度）
 - ② ①が不明である場合、日本本社が日本の金融機関から同様の借入をする場合と同様の金利である（現行、個人向け円国債の利率は0.05%（最低金利））
 - ③ ②が不明である場合、個人と通貨期間等が同様条件の国債の金利と同様の金利である（現行、個人向け円国債の利率は0.05%（最低金利））
- 上記の参考金利を見て頂くと、金利の設定幅がある程度あり得ることがおわかりいただけだと思います。設定した金利について合理的な説明がつけられるかどうか、ということに留意して、金利を設定するようにしてください。



言うまでもなく、利益は図表5(1)の通り計算されます。
これをもう少し分解すると、図表5(2)の通り示すことができます。
以上を前提にすれば、利益を出す方が、多くの場合それぞれの項目について同時に達成することが難しい現実があります。
こういつしまようと非常に単純ですが、例えばブランド力をつけて売上単価を上げようとすれば、そのブランド力を確保するためにオフィスも良い場所に構える必要があるかと思われます。言い換えると、オフィス家賃という固定費の増加

利益を出す方法について
分析は、次の一手を考えるための重要な過程と言えます。

財務諸表分析を通じて利益を出す方法を考えべきだ、と言われますが、その分析についての考え方、及びその分析を踏まえて利益を出すための手法の例などはあるのでしょうか。



を意味し、売上単価の上昇による利益増加を相殺してしまうかもしれません。
それぞれのバランスを鑑み、効率よく利益増加に資する手を打つことが経営者には求められます。

財務諸表分析は勿論、それ 자체で利益増加につながるわけではありませんが、

打ち手に対し想定された結果が得られているかどうかを理解し、次の手を考えるための重要なプロセスです。
経営者にとって、こういった視点で財務諸表分析を行い、継続的に利益増加の方策を考えていくことが求められて、いると言えるでしょう。

(4) 減価償却期間の設定方法について

Q 機械を購入し、これについて減価償却期間を決定しようと思っています。タイでは減価償却期間が5年だと聞いたのですが、必ず5年でなければならぬのでしょうか？

A 実は減価償却5年というルールはタイにあります。

せん。想定される耐用年数に基づいて設定することになります。

減価償却期間は何年でもかまいません。さらに言えば、企業の置かれた事業環境や、当該機械の耐久性等に鑑み、5年以外の使用期間を見込んでいるのであれば、5年より長かろうと短かろうと、その期間を減価償却期間として設定すべきです。

付け加えると、機械とその機械を構成する部品についても、それぞれ特性が異なるために使用期間が違う（例えば機械は10年間持つが、部品は5年毎に交換する）といった事情がある場合、その機械と部品についても別の有形固定資産として認識し、減価償却期間も別に設定する必要があります。

そもそもタイにおいて機械を含む有形固定資産の減価償却期間が5年と設

定されることが多いのは、税務上のルールで仮設家屋、建物以外の有形固定資産に関する減価償却費を税務上の費用に

できる最大額が5年間で償却するとした場合の金額だから、という理屈によります。

いずれにしても5年間で償却しなくてはならない、というルールにはなってないということであり、そういう意味でも、減価償却については個別の資産ごとに、その想定される耐用年数に基づいた減価償却期間を設定すればよい、ということになります。

なお、細かい話になりますが、減価償却費に関する会計上のルールは何なのか？と思われた方は、左ページのコラムをご覧ください。



Column

会計と税務の違いとは？

会計と税務は同じようで違う概念です。簡単に言うとルールが違います。

わかりやすい例として交際費に関するルールがあります。会計上は、いくら交際費を使ったとしても、その交際費として使った金額が財務諸表上『旅費交通費』といった他の内容と示すものではなく、『交際費』という費用として計上されている限り問題ないと考える、というのがルールです。

他方、税務上は、もし交際費を使えば使うほど、利益が減って税金が安くなる、という仕組みにならないようにするために、交際費として使った金額のうち、年間売上高か資本金額のどちらが多い方の0.3%（かつ、最大1,000万バーツまで）までしか費用にしてはいけないと考える、というのがルールです。

ここで議論している減価償却についても、実は会計と税務でルールが違います。

会計上は、実際に使用する耐用年数を適切に見積もって、その期間に渡って減価償却をすればよい、というルールになっているのに対し、税務上は、資産区分毎に耐用年数を規定し、この期間より短い期間で減価償却をした（結果として、減価償却額が大きく計算された）としても、税務上規定された耐用年数に基づいて計算された減価償却額を超える分については、税務上の費用にしてはいけないと考える、というのがルールです。

かつて雇用補償金の最大額が増加したことにより、退職給付引当金を計上した場合の金額の影響も大きくなる可能性が生じたことにより、計上を求められるようにならざるを得ません。公認会計士などのように計上するのがよいか協議のうえ、適切に計上することが求められます。

(5) 退職給付引当金の取扱いについて

Q 今年になって公認会計士から、急に退職給付引当金の計上をしなければならない、という連絡が来ました。これはどのような理由によるものでしょうか？

A 近年、退職に関する法令改訂が相次いでいます。今年は雇用補償金などが引き上げられたため、対応が必要になったものと思われます。



では、会計と税務でルールが違うなら、会計ではOKだが、税務ではNG（逆もまた然り）といった場合もあるのでは？と思われる方がいらっしゃるかもしれません。まさにその通りで、実務上は

- ①、会計ルールで一回まず数字を作る
⇒ 財務諸表ができる
- ②、①で作った数字を、税務ルールに合うよう調整する ⇒ 税務申告書ができる

ということをやっています。この減価償却のルールも会計・税務で違いますので、もし双方のルールに同時にそぐわない結果になった場合は、調整をすることになります。その調整の詳細についてはここでは議論しませんが、まずは会計と税務はルールが違うので、調整が必要な場合がある、ということを覚えておくと良いでしょう。

- ・会社が定年退職を規定していない場合、定年は60歳とする

そもそも退職給付引当金とは、企業が従業員に対して将来支払う退職金等をあらかじめ見積もって、会社の負債として計上する引当金を言い、タイでも『合理的な見積』に基づき計上することが求められています。この点、従前の通りタイでは定年退職を規定していない会社については、退職のタイミング、及びその退職金を合理的に見積もることが難しかったことから、実務上退職給付引当金を計上しないことも多くみられました。

他方、二、三年でこの退職に関する法

令が改訂されており、現状のルール上、次の通り規定されています。

タイでは定年退職を規定していない会社

について、退職のタイミング、及びその退

職金を合理的に見積もることが難しかっ

たことから、実務上退職給付引当金を

計上しないこととも多くみられました。

タイでは定年退職を規定していない会社

について、退職のタイミング、及びその退



WHA工業団地

WHA
Industrial
Development

WHA イースタン・ シーボード 工業団地

ロボット、航空、物流及び次世代自動車産業を
ターゲットとする東部経済回廊(EEC)域内投資奨励ゾーン

- 自動車・ハイテク・航空宇宙・消費財産業およびその他製造業にとっての戦略的ロケーション
- レムチャバン深海港至近
- イースタン・シーボード工業団地(ラヨーン)およびWHAイースタン・シーボード工業団地1まで10km
- 国道344号線まで8km



WHA Industrial Development Plc.
T. 662 719 9555 www.wha-industrialestate.com
Email: marketing@wha-group.com



日本を変える 17Goals タカヨシ SDGsと事業ひもづけ

できることから

タカヨシ(新潟市江南区)は、印刷を軸とした業務を展開している。高橋佑社長は新潟青年会議所「新潟SDGs委員会」で委員長も兼任。「中小企業の業務も、SDGsに何かしら関わっているものばかりだ。まずは、できることから始めてみるべきだ」と気づきを促す。



▲自社事業でSDGsの課題達成に取り組む中小企業同士が連携して、イノベーションを生み出したい…と話す高橋社長

高橋社長がSDGs委員会の委員長に指名されたのは、2018年の夏。それまで、SDGsのことはあまり知らなかったという。委員会は翌年の1月に始まるため、SDGsの勉強をしてみると、あることに気がついた。「自社の事業そのものが、何かしらSDGs達成に向けた取り組みになっている」。そこで、自社の事業をSDGsにひもづける取り組みを始めた。

例えば、同社が展開する地元企業の採用活動支援やインターンシップ(就業体験)などの事業は、若者が定住し、



▲タカヨシの自社広報誌「ふうど」は針を使わずに閉じ、環境にも配慮している

働き続けられる新潟県づくりに寄与するという点でゴール11(住み続けられるまちづくりを)の達成に貢献している。

抵抗感なし

自社で生みだしたゆるキャラ「レルヒさん」は、県内外のイベントをはじめ、新潟のPRに活躍中だ。このキャラクターの活動は、地域観光の促進、経済活性化に貢献しており、ゴール8(働きがいも経済成長も)に該当する。

同社の主力業務は印刷。キャッチフレーズには「まごころ印刷」と掲げている。「使う人、働く人だけでなく、環境にもまごころで接していくよ」(高橋社長)と、自社広報誌「ふうど」にはとじ針を使っていない。シール印刷で発生したカスは、廃棄物固体燃料(RPF)として再利用している。ゴール9(産業と技術革新の基盤をつくろう)の達成にハブ大学として取り組んでいる長岡技

術科学大学向けに、クリアファイルなどのSDGs関連グッズの印刷も担当している。

自社の事業とSDGsをひもづけることで「日ごろの業務が目標達成につながるため、SDGsへの取り組みに抵抗感がほとんどない」と認識している。リクルートに関しては「達成という目的意識をもって仕事に取り組めると、魅力的に映っているようだ」。

新市場創出

「自社の事業が17個のゴールのどれに当てはまるか、企業理念とどう合うか考えれば取り組むのも難しいことはない」と高橋社長。今後は新市場をどう創出するかに目を向ける。「自社事業で達成に取り組む中小企業同士が連携して、イノベーションを生み出したい」と中小企業発展の新たな姿を模索する。

※ 記事提供：日刊工業新聞(2019/10/11)

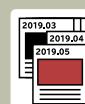
充実の有料会員限定機能



紙面PDF



メール配信



記事読み放題

登録
12ヶ月
月額
がもしくは
無料



日刊工業新聞 電子版

<https://www.nikkan.co.jp>

タイの気になる疑問をM&Aが解説!

しっかり役立つブログ 開始



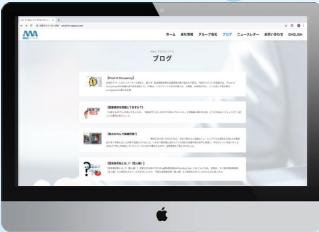
毎週
更新!

ニュースレター

住所届け出(TM30)

解雇賃金及び退職金の所得税

節税・貯蓄・投資目的の生命保険



横領事件

タイの仮想通貨の税制

親子ローン 契約書の作り方

債務超過について



あせらず、あわてず、あきらめず。

M&A Groupでは、
3つの「あ」大切にしています。

【お問い合わせ】

M & A Group

TEL: 02-632-0900 ~ 2

E-MAIL: infojp@m-agroup.com

HP: www.m-agroup.com



会社設立 | 会計 | 監査 | 法律



税務相談業務

移転価格制、タイ法人税、個人所得税、租税条約



法律相談業務

タイ民商法典、外国人事業法、裁判、コーポレートアクション等



会社設立・BOI・ビザ等

会社設立、BOI申請、ワークバーミット申請等



監査 & 記帳代行

法定監査、記帳代行、月次税務申告、内部監査等会社設立

NP GROUPは
ワンストップコンサルティング
サービスをご提供します！

NOVEL NISHIWATOKO & PATTARIN
Tel:090-972-0625 Mail: mits@nnp-advisory.com (西上床)
URL:https://www.nnp-advisory.com/
Empire Tower, Unit 4703, 47th Floor, 1 South Sathon Road,
Yannawa, Sathon, Bangkok 10120 Thailand



工作機械のことなら山下テック

「ものづくり」をトータルサポート
情報と技術でお役に立ちます

弊社製作実績



1 生産技術サポート

お客様のご要望をもとに、最適な生産体制をご提案

2 工機代行

ラインの自動化・無人化についてお客様のご要望にきめ細かく対応

3 設備保全サポート

緊急事態発生時に適切な状況判断・対応可能。アフターフォローサービス

Factory automation and labor saving proposal
Yamashita Tech (Thailand) Co., Ltd.

本社

089-815-1304(木田)

kida@yamashita-machinery.com(木田)
335/21 Sirinakarin Rd., Nongbon Oravet,
Bangkok 10250

工場

081-934-7908(山田)

hi-yamada@yamashita-machinery.com(山田)
88/5 Moo 3 T.Takam A.Bangpakong,
Chachoengsao 24130

日本法人名:山下機械株式会社

知らないきや損する タイビジネス法務

インテリジェンス・リレー連載

はじめに
タイにおける実務的な相談を受けていて、しばしば見られるのが株式に関する誤解だ。会社運営の根幹をなす株式について誤解があると、時として大きなリスクに繋がりかねない。そこで今回は、タイにおける株式の取り扱いについて解説する。

の株式は額面株なので、会社設立時に設定した1株あたりの株価も付随して記載される。これらはかつて日本でも見られた制度であるが、現在は廃止されている。なおこの額面価額は確かに株式の価格を示すものではあるが、必ずしも時価とは致しない。つまり、会社は額面価額とは異なる価額で株式の取引をすることが可能である。

次に、発起人についても見てみよう。

タイにおける 株式の取扱い

日本の株式との違い

タイにおける株式の取扱いに関する特徴はいくつかあるが、日本と異なる点として、タイでは原則的に額面が記載された株券を発行し、株主に交付しなければならないことが挙げられる(民商法第1127条第1-2-8条)。株券は原則として記名式であるとされており、そこには株主の名称、会社名、株式番号、株式数等が記載される。また、タイ

う。発起人とは、会社設立の際、資金の出資、定款の作成等の会社設立手続きを行なう人である。タイの民商法典上、会社設立時には3人以上の発起人が必要で、各発起人が1株以上の株式を引き受けるとされている(民商法第1100条)。ちなみに、この発起人は常に自然人であって、法人の発起人は認められない。日本では1人以上の発起人がいれば会社は設立でき、法人も

自由に株式を譲渡可能

タイの株式は原則として自由に譲渡可能だが、ここにも意外な落とし穴がある。日本では、非公開会社の株式譲渡は取締役会の承認が必要など、株式譲渡が定款上制限されている場合が圧倒的に多い。しかし、タイの一般的な定款にはそのような定めは存在せず、会社の承諾なく株式を第三者に譲渡することが可能な状態で多くの場合も多い。

最後に、株式の所在についても少し触れる。タイでも日本でも、株式

の所在を示すのは「株主名簿」である(民商法第1139条)。他方、タイでは、BOJ-5と呼ばれる株主のリストを商務省事業開発局(DBD)に報告する制度があるため、あられた後は、3人の株主が要るが、発起人とは違って、株主は法人でも構わない」とされている。そのため実務上、一旦自然人3人で会社を設立して、その後に株式を法人に譲渡する手続きが取られることが多い(日本のように1人株主は認められないことに注意)。

発起人として認められているので、この点も誤解が生じやすい。
ついで、これは会社内で保管されるものである(民商法第1139条)。他方、タイでは、BOJ-5と呼ばれる株主のリストを商務省事業開発局(DBD)に報告する制度があるため、あたかもBOJ-5が正式な株式名簿であるように思われている場合がある。日本にはない制度なので誤解が生じやすいが、BOJ-5はそれ自体で株式の所在を証明するものではなくこの記載だけで株の所在を確認することにはリスクが伴う。是非注意していただきたい。



GVA Law Office (Thailand) Co., Ltd.

代表弁護士 藤江大輔

2009年京都大学法学部卒業。11年に京都大学法科大学院を修了後、同年司法試験に合格。司法研修後、GVA法律事務所に入所し、15年には教育系スタートアップ企業の執行役員に就任。16年にGVA法律事務所パートナーに就任し、現在は同所タイオフィスの代表を務める。

URL: https://gvalaw.jp/global/3361
Contact: info@gvathai.com

出展ブース BF11 Hall 101

マルカ・タイ

Maruka Machinery(Thailand) Co., Ltd.

Managing Director 黒澤 淳一 氏



マルカは、米国とアジアに23拠点を持つ。60年以上の海外取引を活かした国際ネットワークを有する商社で、自動車・家電・農機具・鉄道・食品など多業界に、もの(商品)を創る機械を販売している。1988年1月設立のマルカ・タイは、バンコクで産業機械・工作機械の直接販売を行っており、特に日系企業の海外展開を強力にサポートしている。

タイ製造業界の現況と展望について
お聞かせください。

工業化取り組みの黎明期より外資導入のため、幅広い分野でタイ投資委員会(BOI)による優遇措置が講じられてきました。

ただ、「中進国の罠」を回避するため、高付加価値を生む産業や分野に、重心を移す方針が打ち出されています。

2015年に策定された「タイランド4.0」では、イノベーション、生産性などをキーワードとした新投資奨励策で医療、観光、次世代型自動車、バイオ技術に加えて、ロボット工学、航空・物流、バイオ燃料といった分野にも厚い優遇策を打ち出しています。

当社は、特に電気自動車、環境、食品、医療、航空機といった産業の発展に資する生産技術や設備、資材を核に事業展開を図っています。

日本の先端分野の生産技術、要素技術、情報提供などで、高度産業の誘致を図るタイの産業に貢献ができると考えています。

「METALEX 2019」にどのような役割を期待しますか? 出品する目玉製品・技術は何ですか?

ASEAN有数の金属加工、先端技術の展示会であるため、タイ国内はもちろんアジアの主要工業国からの来場者とお会いできる機会です。また、海外の製品や技術も紹介され、当社にとっても大切な情報収集の場でもあります。

当社の本年のコンセプトやトピックを関連市場や産業の方々にご案内させていただけると同時に、皆さまの直近の課題を認識させていただく機会と考えます。

今年は通常の5割となる150㎡のスペースを確保しました。省スペース、省人化、環境、生産性の向上、エンジニアリングをテーマに複合加工機、自動化、協働ロボット、各種環境機器の展示のほか、TMM会(Tai Maruka Makers Association)会員企業様のご支援を得て、エンジニアリング事業のご紹介をさせていただきます。

来場者へのメッセージをお願いします。

出展・参加は25年連続となります。出展を辞退する企業が多かった1997~98年のアジア通貨危機や2011年の洪水被災の際にも出展させていただきました。例年のビッグイベントの一つで、お客様からは課題をいただき、サプライヤー様や協力企業様とは当該年の動向を見て戦略・戦術をともに練る場と認識しています。

また、お客様の現場を見据えたお手伝いができる機会です。お客様の忌憚のないご意見やご要望をお聞かせいただたく、ご来場をお待ち申し上げております。



ASEANの最大の金属加工機械と技術展



METALEX 2019



GERMANY
Partner Country

NEW SMART TECHNOLOGIES

- 世界50カ国から4,000以上のブランドの金属産業のための、最も優れたテクノロジーとインテリジェントなソリューションを集める ASEAN地域での最大の展示会
- パートナー国として、実質的に準備ができて、ドイツからのハイテクイノベーションの上にユニバーサルインターフェースによる生産接続のためのアジア初登場にUMATI用IoTソリューションの出場
- ROBOT X Hallにて全種の生産ライン用ロボット王国と完全自動化システムをお見逃しないでください。

あなたのビジネスニーズに応える出展者のリストを受け取るために、訪問する前に事前にスキャンして登録してください。



Organized by:

Reed Tradex

For more information. +66 2686 7299
metalex@reedtradex.co.th www.metalex.co.th
[@metalexexpo](http://metalexexpo) [metalexpage](#)

Co-located with:



WIRE Tech²⁰¹⁹

TUBE Tech²⁰¹⁹

WELDING²⁰¹⁹

2019年11月20~23日
(水-土)、10:00 ~18:00

BITEC、バンコク

ROBOTX
METALEX

ラオス・パクセーの魅力とは

その潜在性を探る視察ツアー催行

ラオス人民民主共和国(以下、ラオス)は、市場経済を導入して安定的な成長を遂げている。首都ビエンチャンや古都ルアンパバーンは日本人にも馴染みだが、南部の中心地パクセー(チャンパサック県)にも、事業や観光の「宝」が埋まっている。「日系企業の進出・事業展開を支援する環境がすべて整っています」と、ラオ西松建設シニアマネージャー/パクセー・ジャパン経済特区(PJSEZ)の副本部長を務める関戸成文氏が、その魅力を語る。



模に応じた進出戦略の立案を支援(要事前の連絡)、検討項目の洗い出しを行い、現地情報を取得しつつ、進出計画の策定に力添えすることも可能だ。

PJSEZの特長は△日本人管理で、安心・安全に操業可△法人税免除など租税上の恩典△円滑な企業登録や輸出入許可と言った行政手続き△従業員の取り合いや人件費高騰の防止△自然災害(高地にあり、洪水の恐れなし)△労働争議がない。

国立の職業訓練学校と優秀な学生や卒業生を優先的に紹介してもらえる覚書を締結しており、多くの卒業生がPJSEZ内の企業に就職しています」と関戸氏は胸を張る。また、ラオスの事業に詳しいコンサルティング企業アーケンタープライズの社員が、ツアー前後に事業や会社の規模に応じた進出戦略の立案を支援(要事前の連絡)、検討項目の洗い出しを行い、現地情報を取得しつつ、進出計画の策定に力添えすることも可能だ。



今回の企画をプロデュースしたコンサルティング企業アーケンタープライズ社が、ツアー前後に事業や会社の規模に応じた進出戦略の立案を支援(要事前の連絡)、検討項目の洗い出しを行い、現地情報を取得しつつ、進出計画の策定に力添えすることも可能だ。

HISのパクセー・ジャパン経済特区視察訪問
プランはこちらから

<https://www.his-bkk.com/hojin/#tourInspectionPJSEZ>

株式会社 シーセット、

METALEXに出展

株式会社シーセットは、2000年に創業し一貫して3Dビューアソフトの開発・販売を手掛けております。昨今3Dデータは様々な分野に広がりを見せる中、3Dデータは最早特別なデータでは無いと考えています。

私達は「誰でも手軽に3Dデータを扱える」をコンセプトに価格や機能ごとに3つの商品で、必要な人が必要な情報を3Dデータから取得できる環境をご提供してまいります。タイでは販売だけでなくサポートまで出来るスタッフがおりますので、安心してご活用頂けると自負しております。

1 3DFovi

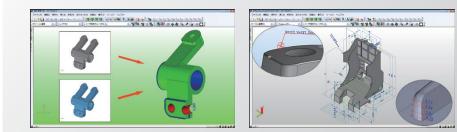
スリーディーフォビ



圧倒的低価格なシンプル3Dビュア。THB15,000でCATIA、NX、Creo、SOLIDWORKSなど流通しているほぼ全ての3Dデータに対応。寸法や断面、体積が確認出来ます。WordやExcelなど同じレベルで誰でも簡単に使うことが出来るので営業や現場での採用実績が多く、見積・打合せ・資料作成などに活躍します。

2 3DTascalX/Light

スリーディータスカルライト

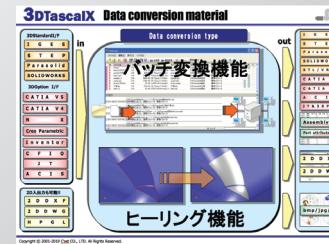


ビュア以上CAD未満をコンセプトに開発した高精度・多機能3Dビュア。THB33,700でCATIA、NX、Creo、SOLIDWORKSなどほぼ全ての3Dデータに対応し、寸法に加え肉厚、勾配角度、フリット、アンダーカット(負角)、線長まで分かれます。形状比較、3Dデータからの2D面図作成、組図、アニメーション作成なども可能でモデリング以外は3DCAD並みです。

3 3DTascalX

スリーディータスカルエックス

3DTascalX/Lightに3Dデータ出力機能が追加されデータ変換までが可能になった3Dデータハンドリングツール。CATIAV5→SOLIDWORKS、NX→CATIAV5など様々なCADの間をつなぎます。サーフェイス↔ソリッドやヒーリング機能も備えることで、中間データで起こりがちなCAD↔CAM間のデータ修正作業も大幅に低減出来ます。



日系企業様 タイ人スタッフ向け

Manufacturing Innovation セミナー開催

日時

12月13日 金
13:00-17:00

会場
GRAND FORWINGS CONVENTION
HOTEL BANGKOK

お問い合わせ

Cadmeister-thai@uelthai.co.th

総販売代理店

Yonezawa Engineering Asia (Thailand) Co., Ltd.

Chaiyapong@yea.co.th (チャイヤポン) お日本語での問い合わせ可

084-361-7439 (02) 769 5681-2

1 MD Tower, 13th Floor, Soi Bangna-Trad 25, Bangna, Bangkok 10260 Thailand





会社登記手続きも対応 アンタレスサービスオフィス

アンタレスサービスオフィスは、BTSプロンポン駅とアソーク駅からほど近い、スクンビットソイ31のコーナーにある、RSUタワーの9階と10階に位置しているサービスオフィスです。オフィス周辺は商業施設、オフィスビルも集まるバンコク中心、かつ日本人が多く集まるエリアであるため進出したばかりの日系企業にとっては仕事・プライベートともに利便性の高さが特徴です。



会社設立登記プラン

オフィス立ち上げの初期段階では、実際にオフィスを構える必要がないことがあります。しかし、事業登記の手続きにはタイ政府から認可された住所を登録する必要があります。

Antaresはそんなお客様のお手伝いも行っております。弊社のフィジカルデスクサービスは、弊社の住所をご利用いただき、実際にタイ商務省と歳入局へ事業の登記を行っていただけます。しかし、ワークパーミットやビザの手続きには実際にオフィスを構え、現地のスタッフの方の登録が必要です。

弊社の会社設立登記サービスは、実際にお仕事をいただけるデスクスペースをご用意し、またその他テナント様と同じサービスをご利用いただけます。

タイ商務省の規定により、会社登記には実際にオフィスが必要です。また、ワークパーミットやノンイミグレーションビザの取得にはその他必要事項を確認する必要があります。会社設立登記で必要な手続きは、オフィスレンタルだけでなく弊社の法務事務所と会計事務所がフルサポートいたします。一度ご連絡ください。

BTS
プロンポン駅
より
徒歩5分



問い合わせ Antares Group of Companies

10th Fl., RSU Tower, 571 Sukhumvit Rd., Bangkok 10110
Phone : +66 (0) 2026 3277 Mobile : +66 (0) 98 852 9931
Mail : manami@antaresgroup.com
URL : <http://jp.antaresoffices.com>



生産、物流現場カイゼンの 知恵を学ぶ VOL.2

本来のホウ・レン・ソウ



一般社団法人 生産、物流現場カイゼン研究会
バンコク支店の門脇です。今回は「ホウ・レン・ソウ」に関してご紹介します。

報告・連絡・相談の頭を取って「報連相」=ホウ・レン・ソウになっているのは、皆さんご存知かと思います。じつはこれ、トヨタ用語ではありません。「シングル段取り」「なぜなぜ5回」「見える化」など有名なトヨタ用語はたくさんありますが、ホウ・レン・ソウは違うのです。

では、だれが作った用語かと言いますと、東京のある証券会社の社長がバブル前の1980年代前半に社内キャンペーンで名づけたそうです。

では、みなさんはこのホウ・レン・ソウを普段、どのように考えて部下に使わせていますか？

読者の皆様の多くがタイで何らかの管理者であったり、部下をお持ちの方かと思います。その部下には日本人もいれば、現地の方もいるなど様々です。

現場からは「私の部下はホウ・レン・ソウがまったくわかっていない…」であるとか、「報告もないから、こっちが聞かないと何をしているかまったくわからないんです。どうやって躰をしたらいいですか？」という相談をよくうけます。

実はほとんどの管理者の方たちは、このホウ・レン・ソウは部下を躰するひとつのツールと考えています。

しかし本来は、管理者がイヤな情報、喜ばしくない

データを遠ざけず、問題を積極的にカイゼンしていくことで、末端の社員やパートでも、だれでも容易に報告・連絡・相談ができる風通しの良い組織を作るために行うことが目的と定義されています。これは提唱者である証券会社の社長が言われていることです。

悪い報告は出来るだけ報告せずに隠したがるが人の性。それをさせないように「風通しの良い組織をつくりましょう」というのがホウ・レン・ソウの本来の目的です。

ホウ・レン・ソウは部下を躰するツールではなく、管理者の皆さんが常にやらなければならない、風通しの良い組織作りの一環なのです。

風通しの良い組織とはどんな組織なのか？どうやったらつくることができるのか？など、お悩みがあればいつでもご相談ください。もちろん無料で24時間365日受け付けております。また、部下の教育に悩んでいる方、自分が忙しくて教育に時間を割けない方も是非ご相談ください。

今月はここまでです。ご意見やご感想をいただけると、とても励みになります。お待ちしております。

当研究会では、[無料現場診断](#)を毎月3社限定で実施しております。詳しくはkadowaki@a-solsh.comまでメールください。



一般社団法人 生産、物流現場カイゼン研究会

現場カイゼン診断士 門脇 圭

タイ、中国、マレーシア等在外合計26年、1,600社超の生産・物流現場のカイゼン勉強会を提供。カイゼン事例多数。2003年に生産・物流現場カイゼン研究会(a-Sol上海)を設立し、その後、香港、東京に拠点を拡大する。13年には一般社団法人 生産・物流現場カイゼン研究会を設立し理事長に就任。15年にa-Sol Thailandを設立。その後、タイCPグループのPanayipatit Institute of Management Universityにて現場カイゼンに関する講義を実施など活動を広げ、現在は芝浦工業大学の特別講師も就任。

一般社団法人 生産、物流現場カイゼン研究会

betterment innovator
a-Sol

当研究会は「現場」で様々な問題を抱えている皆さんに「現場カイゼンシステム」を使っての問題解決や、トヨタ生産方式(TPS)を活用するカイゼン士との「現場カイゼン活動」を通じて問題を解決することが仕事です。

タイ人社員主体の組織変革への挑戦 タイ味の素社が取り組む **「iCHANGE」**プロジェクト



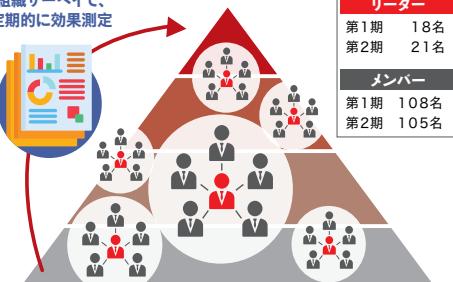
ライフスタイルの変化と共に食品業界を取り巻く環境も大きく変わりつつある。さらなる成長を促すためには、企業文化を再構築し、新たな歴史を作る必要がある。従来の方法と過去の成功が変化を妨げる障害となるケースもあり、タイ味の素社は「それらを壊し、提案と挑戦に溢れた組織を創る」と2018年10月に組織変革プロジェクト「iCHANGE」を立ち上げた。プロジェクト責任者は嵐田高彰 副社長が担い、タイ人社員2名と共に陣頭に立った。組織改革を推進するリーダーの1期生として、タイ人14名と日本人4名が選ばれた。

「iCHANGE」の「i」とは、革新「Innovation」・発案「Idea」に加えて、「I can change myself, and I can change our company」の「I」を指す。

「タイで最も信頼される食品会社になる」社は誇りを持って人々の顔と社会の発展に貢献をビジョンに掲げ、業展開してきた同社が、食品ビジネス環境が激変。△競合や新規参入による市場占有率の低さ△横ばいの売上高△社員の意思決定の遅さ△市町村による革新性の欠如――などを直面する課題に坐る。

図表1 “iCHANGE”プロジェクト

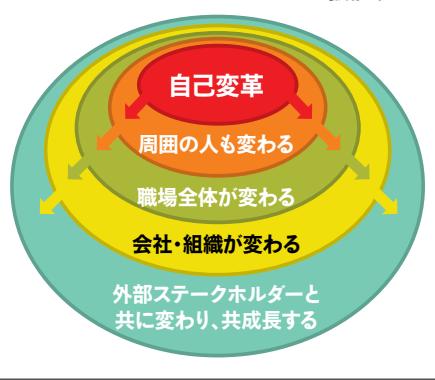
リーダー	
第1期	18名
第2期	21名
メンバー	
第1期	108名
第2期	105名



タイ人リーダーを中心に、提案と挑戦に溢れた組織を創ることに向けて活動する

図表2

“iCHANGE”プロジェクトの拡がり



外語の授業(二)

「組織の内側から変化を起こす」「全ての能力と答えるは、我々の内側にある」「視点を変え、世界全体を見えるようにする」「成功のカギは対話」といったプロジェクトのコンセプトをもとに、コーチングの概念を活用した。各リーダーはプロのコーチングを受けつつ社内の異なる部署のメンバー（6名）へのコーチングを実施。その効果は、参加した126名（リー
ダーや8名、メンバー108名）を含む社員500名への複数回にわたるアンケートで検証された。

(3) 指示を待つのではなく、改善
(2) 周囲の人達とともにコミュニケーションを取ることで全体像が見えてきて、個人の目標から互いの目標、チームの目標へと意識が変化した。
(1) 他の人達の能力を信じるようになつた。



タイ味の素HR部長(プロジェクトリーダー リンサニット氏)による
iCHANGEプロジェクトの外部講演

Eat Well, Live Well.

AJINOMOTO

会社情報

Ajinomoto Co., (Thailand) Ltd.
URL: <https://www.ajinomoto.co.th/en>
TEL: 0-2247-7000
487/1 Si Ayutthaya Road, Khwaeng Than
Thai, Khet Ratchathewi, Bangkok 10400



嵐田 副社長(右)と
iCHANGEプロジェクト担当の喜田 因

タートさせた。
ただし、まだ道半ば。自分が変わらるる→
周囲の人や職場が変わる→会社が変わ
る→外部ステークホルダーと共に変わる
といった具合に、「I C H A N G E」の輪
を拡げて、個人・組織・事業・社会が其成
長するようなムードメントにして行きた
いと、目指す夢は大きい(図表2)。
　　タイ人社員の可能性を信じ、タイ味の
素社は走り続ける。

ayZ 37

スを納入する民間企業に準拠を求めており、米国標準技術研究所（NIST）のサインバー・セキュリティ基準等がその候補にあがると思われます。

手口としては、取引先を装つて従業員にメールを送り添付ファイルを開かせてウイルスに感染させたり、外部サイトへ誘導して支払い情報や機密情報を人力させるなどがあります。

また、非CIO 対象企業の皆様
もサイバー攻撃を受けた場合には
NCSCによる調査や、システムの
押収等のリスクがある事をご理解
いただき、自社のサイバーセキュリティ
体制の見直しをご検討ください。
サイバーセキュリティ法及びその
対策に関するご質問、ご相談がござ
いましたらご遠慮なくご報いた
だけますと幸いです。



**PricewaterhouseCoopers
Consulting (Thailand) Ltd.**
15th Floor Bangkok City Tower, 179/74-80
South Sathorn Road, Bangkok 10120, Thailand
Tel: 0 2344 1000

免責事項：本稿は、一般的な情報の提供を目的としたもので、専門コンサルティング・アドバイスとしてご利用頂くことを目的としたものではありません。情報の内容は法令・経済情勢等の変化により変更されることがありますのでご了承下さい。

問われる日系企業のサイバーセキュリティ体制 —サイバーセキュリティ法と国家安全保障—(下)

加藤 英
Manager

カリフォルニア大学サンディエゴ校卒業。
IT企業にて東南アジアにおける日系企業向けのシステムの提案、導入を担当。PwCコンサルティング会員会社に入社後、2018年4月よりPwC Thailandに赴任。基幹システム(ERP)、デジタルテクノロジー、サイバーセキュリティーの専門家として、製造業、金融業、商社等の幅広い日系企業向けのご支援を提供している。

++66(0)2844-1106(直通) ++66(0)95-371-6719(携帯)
eigo.e.kato@pwc.com

今後C-I-Iの対象が増えたり、適用範囲の拡大が予想される中で、今回の記事では日系企業が考えるべきサインバーセキュリティ対策の3つのポイントについて、ご説明させていただきます。

する対策は日本本社や、地域統括拠点に依存しているのが現状です。CS法では、C-I 対象企業は監督官庁(NCCS)の規定するサイバーセキュリティ方針や基準への準拠が求められると同時に、様々な報告書の提出が求められています。

9月号にてタイで新たに制定された「サイバーセキュリティ法(CSS)」の概要について、説明させていただきます。

ただきましたが、11月号では具体的に日系企業に求められる対策のポイントについて解説させていただきます。CS法は現状では全ての企業にサイバーセキュリティ対策を求めていませんが、「重要情報インフラストラクチャ（CITO）」に認定された企業には様々なセキュリティ対策が求められています。

おいて意識すべき3つのポイント

テイ体制の確立

2 国際的なセキュリティ基準に基づいた評価の実施
3 従業員のセキュリティマネジメントの向上

体制の確立

中華書局影印

卷之三

次に国際的なセキュリティ基準による自社のサイバーセキュリティ対策状況の評価の実施と、その評価結果を基にした対応・対策の実施が今後必要になります。多くの日系企業では、日本本社等が定め

の掛金にならなくてくると思われます

サイバーハイ攻撃の手口は日々進化しているので、こういった教育は一年に1回受ければよいようなものでは無く、社内のセキュリティチーム

たセキュリティ基準に基づいた評価や、対策を行われているとは思いますが、CII 対象企業においてはこういった独自基準では無く、国際的なサイバーセキュリティ基準に基づいたセキュリティ評価が求められます。

従業員のセキュリティリテラシーの向上

ナイン�攻撃の手口は日々進化
していますので、こういった教育は一
年に1回受けければよいようなもの
では無く、社内のセキュリティチーム
等から定期的に情報発信を行い常
に、セキュリティアラートの向上を
目指す必要があります。

やガイドラインを待つ必要があり、また、国家安全保障という法律の性質上、非常に高いレベルの評価基準が選択されると考えられます。実際に国家安全保障レベルのセキュリティ基準としては、米国の政府機関や日本の防衛省が商品やサービスを納入する民間企業に準拠を求

リティリテラシーの向上がサイバーセキュリティ対策の重要な要素になります。サイバー攻撃は直接的にシステムを攻撃して相手のシステムに侵入する以外にも、従業員のヒューマンエラーによりシステムやネットワークに侵入しようとすると攻撃も多用されています。

今回紹介した3つのポイントは、タイの日系企業において共通してみられるサバーチュリティ対策のポイントになります。CII対象企業の皆様は記事に記載した内容に加えて、実際のインシデント発生時に対応計画等様々な対策が必要になります。

The image is a promotional graphic for Samut Prakan City F.C. It features several football players in blue jerseys with the team's name and 'SANWA' sponsors on them. A large, stylized green Japanese-style title '企業スポンサー大募集!!' (Enterprise Sponsorship Recruitment!!) is overlaid across the center. In the top right corner is the team's logo, which includes a stylized building icon and the text 'SAMUT PRAKAN CITY'. The background is dark blue with some green foliage elements.

アソークエリア日系サービスオフィス、 2019年にオープン!

今のオフィスのままでいいですか？ 本業に専念してください、私達がサポート致します！



**アソーク
エリア
最安値**

**24時間
365日
利用可能**

**BTSと
MRTへ
アクセス便利**

**ラウンジ
無料**

**3つの
会議室完備**

Shinei office で 検索

駅近の銀行・郵便局が入店している
サーミットタワー23階



個室タイプ

月額	2人用 11,500THB~
----	----------------

コワーキングスペース

デイリーオフィス	300THB/日
月額	5,500THB/月

SHINEI Serviced office space.

TEL 02-180-6147 | Mobile 096-595-5802 | FAX 02-180-6137 | Mail sales@shinei-office.com | URL shinei-office.com

159 Serm-Mit Tower, 23rd Floor, Soi Sakkumvit 21, Asoke Rd, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110

QRコード

スケンバット通り
BTS
アソーク

メトロ
アソコ
アソコタワー

QRコード

アジアエグゼクティブ人材 人事戦略 Vol.1



エグゼクティブ人材への
アプローチ方法

世界の成長の中心となるアジア。時代は変わり、日本でのやり方がそのまま通用する時代ではないことは、皆さまご存知だと思います。事業を拡大させるためには、現地のニーズを的確にとらえ、チームをまとめ、ビジネスへと結びつけるローカルのリーダー＝エグゼクティブ人材の存在が欠かせません。今回はどうすれば彼らを見つけ、採用することができるのかを、改めて考察したいと思います。

人材の採用方法として主に考えられる方法は2つあります。人脈を使った採用とヘッドハンターを通した採用です。経営層の人脈を使った採用は日本ではできると思いますが、海外ではローカルのエグゼクティブ人材と強いネットワーキングを結ぶのはなかなか難しいので、ヘッドハンティングのプロに任せた方がよいでしょう。

では、ヘッドハンターはどうやってエグゼクティブ人材にアプローチするのでしょうか？通常の人材紹介会社は、基本的に転職の意思のある求職者の転職支援をするため受け身になります。転職市場にいないアプローチをして「説かなければなりません」と世界共通なので、基本的なポイントを押さえていきましょう。

本当に実力のあるグローバルに活躍できる人材活用を

マネージャー職、スペシャリスト、現地管理職クラスの日本人駐在、現地採用・タイ人エグゼクティブ人材紹介

実績のある日本人コンサルタントが、日本人・タイ人問わず、日系企業様のニーズに合ったトップクラス人材紹介にベストを尽くします。お気軽にお問い合わせください。

親会社エンジャパンの求人サイトでも、求人掲載や求職者のスカウトができるようになりました!
<https://consultant.en-japan.com/global> <https://consultant.en-japan.com>

enworld

E-MAIL: matthew.berzins@enworld.com
(担当:マット、日英可)

URL: www.enworld.com/th

en world Recruitment (Thailand) Co., Ltd.
バンコク・オフィス
Athenee Tower, 12th Floor, Unit 1201-1202
63 Wireless Road, Lumpini, Pathumwan,
Bangkok 10330

在総弁護士が解説 ミャンマーの 最新ビジネス法務

第22回 振替休日

1.はじめに

ミャンマーにはこれまで、日本と同様の振替休日制度はなかった。しかし、大統領府はこのほど、大統領府通達2019年36号(以下、「本件通達」という)を発布し、振替休日制度を創設した。既に19年下半年に入っているため、20年の事業計画を作成している会社は多いと予想されるが、振替休日により祝日が増加し、同じ稼働日を確保しようと人件費が増加する。したがって、事業計画に大きな影響を及ぼす通達となった。当該通達の背景としては、来年の総選挙を見据えた人気取りとの見方もある。

2.振替休日の内容

日本の振替休日と異なる特徴は、土曜日も振替休日となる事、また場合によっては、本来の祝日よりも前の日が振替休日となっている点である。

- (1) 1月6日を「Independence Day」の振替休日とする。
- (2) 3月9日を「Dabaung」の振替休日とする。
- (3) 4月10日及び11日を「Thingyan」の振替休日とする。
- (4) 7月20日を「Martyr's day」の振替休日とする。
- (5) 10月29日及び11月2日を「Thadingyut」の振替休日とする。
- (6) 11月27日及び11月30日をTazaungmoneの振替休日とする。

3.祝日一覧

先般発出された20年の祝日に関する通達と今回の振替休日を総合すると、20年の祝日及び隣接する日曜日は以下の通りである。

- (1) New Year's Day 1月1日



(2) Independence Day 1月5-6日

(3) Union Day 2月12日

(4) Peasant's Day 3月2日

(5) Dabaung 3月8-9日

(6) Armed Force Day 3月27日

(7) Thingyan 4月10-17日

(8) May Day 5月1日

(9) Kasong 5月6日

(10) Martyrs' Day 7月19-20日

(11) Waso 8月3日

(12) Thadingyut 10月29日-11月2日

(13) Tazaungmone 11月27-30日

(14) National Day 12月9日

(15) Christmas 12月25日

(16) New Year's Eve 12月31日

(17) Eid Day 別途発表

(18) Deepavali Day 別途発表

4.祝日に出勤させた場合の影響

休暇及び休日法に基づき、祝日に出勤させた場合、平均賃金の2倍及び通常の生活費手当を支払わなければならぬ。また、休日であれば振替休日を付与する形の対応も可能であるが、祝日については振替休日を付与したとしても祝日出勤手当を支払う必要がある。

したがって、上記通達に基づく祝日に当初の予定通りに勤務させると祝日手当の支払を避けられない。それを踏まえて、早急に20年の会社の営業日を再検討する必要があると解される。

ASEANビジネス法務 最新アップデート

ベトナムで新汚職防止法が施行
民間企業での収賄等が処罰の対象に



2.民間企業の責任と義務

(1)一般的責任

民間企業は、腐敗の予防・撲滅目的として、以下を実施することが義務として課せられています。

- ①汚職行為の防止措置の実施
- ②汚職行為を発見した場合に当局へ報告すること及び汚職行為に関して当局の対応に協力すること
- ③汚職行為を発見し次第、当局に対して速やかに情報提供を行うこと

あわせて、民間企業は、行動指針や内部統制システムの構築を求められており、上記義務を順守することができる体制を整える必要があり、従業員に対する倫理規定を制定することが推奨されています。

なお、上記義務の違反について、現時点では当該義務違反に対する罰則等を定める他の法律・政令は制定されていません。

(2)公開会社・金融機関

公開会社・金融機関などの一定の民間企業は、上記に加えて汚職行為に関する組織の代表者の責任に関する社内規則を制定することや、法の定める一定の情報をウェブサイト等で公開するなどの義務が課せられています。これらに違反した場合、行政罰の対象となるとされていますが、現時点で行政罰に関する法律・政令は制定されておりません。また、公開会社等の管理職の地位を有する者は、当該義務違反が生じた場合は社内規則に従い処分されることとされており、当該公開会社等の義務違反の状況について、当局は調査権限を有しており、もし公開会社等が義務違反につき管理職を処分しなかった場合には、当局により公開会社等の名称、住所、違反内容が公表される可能性があります。

新汚職防止法も、その主なターゲットはやはり公的機関(公務員)であると考えられます。民間企業に対する規制についても、今後、実務上どのような形で運用されていくか、重要な事例については引き続き弊所にて情報提供させていただければと考えております。

松谷亮

日系大手のIT企業および化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計5年間勤務後、2019年よりOneasiaベトナムオフィスへ入所。クロスボーダーの新規事業開発案件、取引相手との紛争処理案件、知的財産に関する契約交渉、紛争処理案件を数多く経験しており、IT・製造業の法務案件を専門とする。



One Asia Lawyers

One Asia Lawyersは、ブルネイを除くASEAN全域及び東京にオフィスを有しております。日本企業向けにASEAN地域でのシームレスな法務アドバイザリー業務を行っております。

One Asia Lawyersグループ ベトナムオフィス
ACSV Legal: Level 11, Empress Tower 138-142 Hai Ba Trung, District 1, HCMC, Vietnam
+84 28 3822 4539

ASEANキャッシュレス決済がもたらす機会と脅威

A ASEANキャッシュレス決済の現状とともに、それがもたらす日系企業への影響について3回に分けて論じる本稿の、今回はその第2回である。前回は、ASEANキャッシュレス決済の概要として、特徴的な要素をお伝えした。今回は具体的なプレイヤーの概観について触れていく。

ASEANのキャッシュレス決済プレイヤーは、出自が異なるもので主に5つに分類できると考えられる(図表1)。 ASEANキャッシュレス決済のひとつ特色とも言える配車サービスなどが主導する「交通系」(公共交通機関が運営会社のもの)に分類。銀行やクレジットカード会社が推進する「金融系」、国や政府機関、財閥が莫大な資金力とネットワークで自国のキャッシュレス決済化をトップダウン的に進める「政府・財閥系」、携帯電話キャリアやインターネット系、通信系、レジ横にはPrompt PayのQRコードなどを目にすることが多い。

ASEANではまだ群雄割拠の場合はASEANローカルのプレイヤーの勃興が著しい。やはり説明の必要もないポリュームなものも多いが、それらを含めいくつかを紹介したい。

ASEANではまだ群雄割拠の場合はASEANローカルのプレイヤーの勃興が著しい。やはり説明の必要もないポリュームのものも多いが、それらを含めいくつかを紹介したい。

● Alipay / WeChat Pay

アリババのAlipay、そしてテンセントがそれを狙っていることは明らかだ。

また、詳細は割愛するが、アリババがLAZADAの買収、シンガポールの割引アトラ(Fave)との提携、マレーシアのプリペイドカード決済の「Touch'n Go」との提携など、ASEANへの注力を多方面で進めていることは有名である。単にキャッシュレス決済を抑えるだけではなく、ASEAN消費市場のデジタル化ーションでの支配権を包括的に握るうとしているのだ。



図表1: ASEAN各国の主なキャッシュレス決済プレイヤー



Source: 各種二次情報、及びインタビューを基にローランド・ベルガー作成

か今やタイの飲食店やマハムリなどのレジ横にはPrompt PayのQRコードを見田にすれ込むことも多い。

● eWarming

少し毛色の異なるキャッシュレスとして、インドネシア政府が貧困層救済のために生活保護システムに電子ウォレットという要素を取り込んだものが

eWarmingだ。日本でも同様の問題はあるが、生活保護金の用途が適切ではないというケースがある。政府は電子ウォレットとして一枚のカードを受給者に渡す。受給者はこのカードを使ってインドネシアのワルン(インドネシアの零細商店)でキャッシュレスで決済するため、受給金使用先が明確になった。

● True Money

タイの通信大手であるTrueが運営するキャッシュレス決済サービスである。オンライン決済、請求書支払い、オンライン送金などの幅広い機能を備えているが、特筆すべきは地理的展開だ。母国タイを中心とした周辺国であるベトナム、ミャンマー、カンボジア、インドネシア、フィリピンで展開している。

ASEANローカル勢として、Grab PayがASEAN広域の霸権を握ろうとしている中、True Moneyにはその中でも陸のASEAN、メコン地域を死守しようといつも見ぬる気概が見られる。

● PayLah!

シンガポールの大手銀行DBSが提供するモバイル決済サービスであり、様々な機能を付帯させた先進的なアプリを提供する。具体的には、電子商取引(EC)での支払い、QRコード決済はもちろん、公共料金の支払いやアップルウォッチのリンクなど提供サービスの幅は広い。Grab PayやGo-Payとは異なり、出金が配車サービスではなく、そもそもモバイル決済アプリとしてスタートしてしまった。

● Alipay / WeChat Pay

アリババのAlipay、そしてテンセントのWeChat Payがアジア圏を拡大し、もうひとつのASEANへ南下を始めている。AlipayはタオバオなどのECサイトの提携など、ASEANへの注力を多方面で進めていることは有名である。単にキャッシュレス決済を抑えるだけではなく、ASEAN消費市場のデジタル化ーションでの支配権を包括的に握るうとしているのだ。



会社情報

TEL: +66 95 787 5835(下村)
Mail: kenichi.shimomura@rolandberger.com
URL: www.rolandberger.com
17th Floor, Sathorn Square Office Tower,
98 North Sathorn Road, Silom, Bangkok,
10500 | Bangkok | Thailand

ゴリーの違いはないに存在するローザー、数とセグメントーションの違いであり、パートナリングを考える際にどういった組み方ができかにも関わってくる。例えば、金融系はクレジットカードや銀行口座を保有するユーザーが前提になる場合も多く、ASEANでは一定以上の所得水準を持つ消費者となる。

ASEANで特徴的な配車タクシー等の交通系はモビリティーサービスを起點しながらフードトリリーヤベイメートべと領域を拡げており(スマートアピューラーなど)、キャッシュレス決済を通じて取得できる購買情報の範囲が広いと言える。



ベトナム現地法人の人事制度をローカライズする ②報酬制度の現地化

先月に引き続き「人事制度をローカライズする」というテーマで、今回は報酬制度の現地化の観点をまとめます。人事の基幹制度の中でも報酬制度は「基本的には現地化すべき制度」であり、労働関連法規や雇用慣習、労働市場相場等による制限の中での設計が必要です。

まずは、ネガティブサイドの人事施策（減給・降格、昇給ゼロ、賞与ゼロ）が法令上どこまで合法的に実施できるか、実施可能でも雇用慣習上のインパクトはどうかを確認します。「そのようなケースはほとんどない」＝「法律上できない」と誤解し、制度設計自体からネガティブサイドの設定を排除するケースが散見されますので、正確な法令理解が求められます。

次に報酬構成をローカライズします。特に手当や非金銭的な待遇の構成は各国情事を色濃く反映しやすいパート

です。周辺企業を調査して、導入率の高い手当や待遇の設計漏れがないよう配慮します。設計漏れがあると、社員から他社ではあるのになぜ自社ではないのか？という不満の声があがってきます。

さらに、相場を基にした現地法人の賃金水準の方針を決めます。全国的な給与水準のトレンドデータとの比較や、人材需要の高い業界・職種での給与水準を個別具体的にベンチマークします。その際、現金での月収水準に加え、賞与を含めた年収水準、月間平均残業代、労働条件、その他の非金銭的な待遇等も比較し、総報酬水準からの逆算で現金による支給すぎても、必要なに予算を較りすぎても、現地法人運営が立ちゆきません。相場に馴染む報酬還元水準を維持することが重要です。

最後に、標準的な賞与支給月数や昇給率の動向をベンチマークし、昇給予算や賞与予算をどうします。日本では高すぎる昇給率も現地では標準的、日本では低すぎる賞与月数も現地では十分、というのはよくあります。必要以上に

タイにおける効果的な人材育成を考える



タイ人のリーダーシップを高める

アンナ(以下A)：先日のリーダーシップ研修、めちゃめちゃよかったです。受講者が、「私の大事にし始めたリーダーとしてのこだわりを部下達が理解してくれていてうれしかった」って。ちょっと泣いてたのが印象的でした。

吉岡(以下吉)：すばらしい嬉しい成果だね。うつことはサーサイズにみんな好評に回答してくれたんですね。タイの人達は、なかなか本音で回答してくれるのでは？と心配してたけど、大丈夫みたいだね。

A：はい、数社実施しましたが、部下からの上司に対するサーベイ結果でも「高い・低い」がはつきり出てきました。みんな率直に回答しているようです。無記名で個人が特定されないので、それによって上司に気づいて欲しいことを伝えるいい機会だと考えている人も多いよなと思います。

吉：それは良かつた。研修でサーベイ結果を見た受講者はどんな反応？

A：人によって違いますが、「やっぱりそうか」と「知らなかた、そんな風に見られてるのか」というのが多かったです。

吉：数字で示されるインパクトは大きいよね。ショックを受けている人はいなかった？

A：いましたね。でも「データの高い低いは悪いのではないか」として、そういう結果になつているのはなぜかを考えることが大事だと、トレーナーが繰り返し話しているんです。最初はショックを受けていた人も少し安心したようになります。

A：吉さん、うんうん。

吉：吉さん、うんうん。

A：「そのように回答した人達はあなたに何を伝えたいと思ってているのか」と問い合わせたら、み

吉：うん、広めでいきたかったね。そういううちの職場がややううか。

A：良い場ができるみたいだね。

吉：うん、広めでいきたかったね。だから、そこから気づきを得る人も多いです。

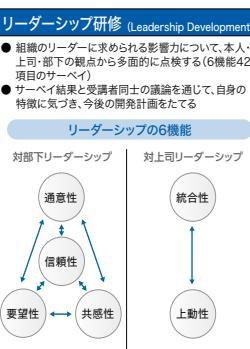
A：感じたことをかなりストレートにフィードバックしてしまって。でも、決してネガティブではなくて、いい感じです。

吉：うん、広めでいきたかったね。そういううちの職場がややううか。

A：いいですねーでも、データでショックを受けないでくださいね。

吉：うん？

A：いいですねーでも、データでショックを受けないでくださいね。



RGF公開コース情報 (2020年6月までの日程)

2 DAYS Leadership Development

2019年12/16(月)～17(火)、2020年3/5(木)～6(金)

求められるリーダーシップ42項目に対して、本人・上司・部下からのアンケートを実施。「つもりの自分」と「傍目の自分」とのGAPをデータで直視し、現状の強みと課題、そして今後の行動計画を立案する

2 DAYS PMFD:マネジメント原理原則

2019年12/13(木)～14(金)、2020年2/26(月)～27(火)

マネジメントの原理原則(役割・任務)を理解し、特に人の側面(部下育成や職場開発)を実践することを学ぶ。そして「人を巻き込んで実践するマネジメントテーマ」を計画して、研修後上司と照会を交わせを行なう

1 DAY ロジカルシンキング *HRインスティテュートの商品

2019年11/15(金)、2020年2/14(金)、6/19(金)

論理的思考の原則である「考える=わかる」を学ぶ。演説法・備納法・MCE・ゼロベースなどの練り返し、演習を通じて論理的思考が「できる」ようになる。会議や資料作成など「結論-根拠-事実」を実践する

1 DAY Relationship for Business

2019年12/20(金)、2020年5/22(金)

組織内のタイ人同士の連携力を高めるために、「一ーシャルスタイル」を活用し、自分のタイプと連携すべき相手のタイプの特徴を理解する。そして、信頼されるコミュニケーションスキルを学ぶ

1 DAY PMFDフォロー

2019年12/20(金)、2020年2/21(金)

PMFDを受講し、上司とやり合わせた「人を巻き込んで実践するマネジメントテーマ」を計画して、研修後上司と照会を交わす

2 DAYS タイの日本人マネジャーの原理原則

2019年12/2(月)～3(火)、2020年6/18(木)～19(金)

マネジメントの原理原則(役割・任務)を理解し、特に人の側面(部下育成や職場開発)を実践することを学ぶ。また、「タイ人の仕事観や組織観」をケースを通して学び、タイ人との信頼関係を構築する

お申し込み・お問い合わせ先 詳しいコースの紹介は、ホームページをご参照下さい。

RGF Management Solutions Thailand Co.,Ltd

E-mail:info@rgf-ms.co.th Tel:+662-088-3533 (Managing Director/吉岡 環)

URL:https://www.reruit-ms.co.jp/thailand



未来を創る ナノテクの チカラ

No.68

最先端テクノロジーの今を
先取りしてお届けします。

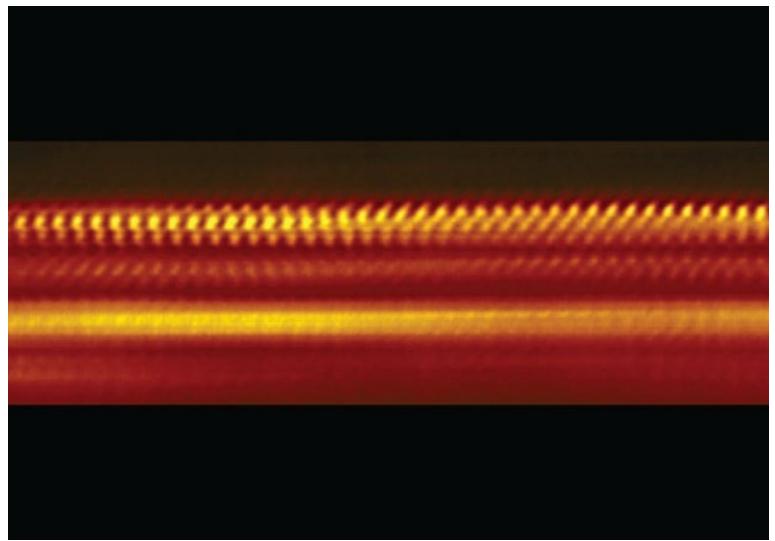
PRESENTED BY
TELESCOPE Magazine
Supported by Tokyo Electron

リチウムイオン電池よりも優れている? 充電可能な鉄イオン電池

Science News サイエンスニュース



現在主流のリチウムイオン電池は、安定性などに課題を抱える。鉄イオン電池はオルタナティブな選択肢になるか?



原子10個分の厚みの断熱シート、100倍の厚みがあるガラスシートと同等の断熱性がある。

Image credit: National Institute of Standards and Technology

原子10個分の厚さしかない断熱シート

Science News サイエンスニュース

原子10個分の厚みの断熱シート。百倍の厚みがあるガラスシートと同等の断熱性がある。

近年の物理学、材料工学分野の成果の中でも、とりわけインパクトが大きかったのは「原子層物質」の発見だろう。2004年には鉛から炭素の単原子層物質「グラフェン」が分離され、ダイヤモンド並みの強度でありながら柔軟、高い電気伝導率と熱伝導率、耐熱性等、その特性に世界中が驚嘆した。その後、ケイ素やホウ素、ゲルマニウム、スズなどでも原子層物質が見つかり、原子層科学という新しい研究分野が生まれ、応用も日々広がり続けている。

スタンフォード大学Eric Pineri教授らの研究チームが開発したのは、10原子分の厚み(2~3ナノメートル)の断熱シートだ。この断熱シートは、百倍厚いガラスシートと同等の断熱性がある。

新たに開発された断熱シートは、グラフェンとその他の3種の原子層物質(各3層)で構成されている。電子機器などで電子が導電体の中を流れ、その電子は材料の原子と衝突して振動させ、これが熱として感知される。研究チームは、熱を極めて高周波の音として考え、その振動を抑えようと考えた。防音・断熱性の高い窓はガラスと空気の層を交互に配置しているが、これと同様に異なる種類の原子層物質を

コンピュータのCPU処理速度やストレージ容量のように、たいていの人にとってはずずに十分な性能が達成された技術がある一方、さらなる進化が期待されている技術もある。その際たるもののが電池だ。電子機器から電気自動車、さらには発電所が生み出す余剰電力の蓄積まで、電池の性能が上がるごとに、社会には大きな変化が起きると考えられている。

電子機器、自動車の電源は完全にリチウムイオン電池の独壇場となった。350 Wh/kgで実用化された「二次電池」(充電池の中では最もエネルギー密度(理論容量)が高く、3.7Vと高電圧。充電/放電効率の高さなど長所は多いが、その一方で無視できない短所もある。

まず、エネルギー密度の高さの裏返しでもあるが、発熱、さらには破裂・発火の危険性だ。パソコンやスマートでの発火事故はしばしばニュースになっているし、電子タバコの爆発事故も増えている。そのため、リチウムイオン電池自体の改良だけでなく、カルシウムイオン電池などまったく別の電極材料を使った次世代二次電池の開発もさまざまな研究機関

で進められている。

インド工科大学マドラス校の研究チームが発表したのは、充電可能な鉄イオン電池だ。

陽極には軟鋼、陰極には金属酸化物が用いら

れている。

鉄イオン電池のエネルギー密度は220 Wh/kg。研究室での試験では、150サイクルの充放電に耐え、50サイクル後の容量維持率は54%ということである。

リチウムイオン電池のエネルギー密度の6割程度であり、充放電サイクルについてもまだ改良が必要な段階だが、鉄イオン電池の大きな長所は、費用対効果の高さにある。

電極材料は他の電池に比べて圧倒的に安価。また、リチウムのように反応性が高い物質を使わないため、特別に制御された環境がなくとも製造可能だ。

次世代二次電池というと高性能能というところに目が行ってしまうが、環境負荷が低く、低コストの二次電池が実現できれば発展途上国を中心とした大きな社会的インパクトをもたらす可能性は高い。

PRESENTED BY
TELESCOPE Magazine
Supported by Tokyo Electron

「テレスコープマガジン」は、世界の最前線で活躍する研究者やプロジェクトを取り扱い、ナノテクノロジーが切り拓く未来社会のビジョンを描くウェブマガジンです。

詳しくはウェブサイトで [telescope magazine](http://telescope.magazine) 検索

www.tel.co.jp/museum/magazine/

タイの事業用不動産事情

日系企業がタイで
土地取得するための基礎知識

タイ不動産関連法

日本からの対タイ不動産投資は増加傾向にあるが、
タイにおける土地取得に関する手続きや申請法律
は複雑で分かりにくい。基礎的な不動産法制と外資
規制を整理し、日系企業がタイで実際に土地を取得
し事業を進める際の投資スキーム、方法について、
事業用不動産取引に実績のあるGDM (Thailand)
の高尾博紀が解説する。

900,000m²を超えるタイ不動産取引実績
工場、ホテル、オフィス、コトヤ用地、
売り地など事業用不動産専門
GDM (Thailand) Co., Ltd.
代表取締役社長 高尾博紀



タイ土地制度の歴史的成り立ち

タイではその昔、国王がすべての国土を所有していました。国王が国民に土地を利用する権利を付与する、という体制(以下、利用権)が取られており、いわゆる大陸法の土地所有権のような概念はありませんでした。それゆえ、この利用権を証する書面であるNor.Sor.3(NS3)は、一般的には当該土地を長年にわたり利用できるという証明として理解されています。

20世紀前半、法制度改めにより、一般に登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する、英米法の土地登記制度「トレンス・システム(Torrens System)」が導入され、土地登記局が設立されます。1935年にはタイ民商法において、大陸法的な土地所有権制度が導入され、タイ民商法下では、国王から付与された利用権に対する保護は与えられないこととなりました。これにより、国民党は土地の所有権を取得する必要がありました。しかし、土地の所有権を証明するための権原証書(title deed)、タイ土地権利書「Chanote」の発行が進まず、土地取引に混乱が生じました。翌年、同制度に修正が加えられると、旧来の制度である土地の利用権についても保護されることとなり、Chanote発行済みの土地に係る「所有権」に加え、Chanoteが未発行の土地に係る旧来の「利用権」も保護されることとなりました。



当事者間同士での条件調整



土地事務所の登記官前で登記申請

資委員会(BOI)の許可を得る方法(投資奨励法第27条)や、タイ工業団地公社(I.E.A.T.)法を利用して取得は可能です(タイ工業団地公社法第44条)。

近年では日系金融機関傘下の投資会社を設立し、その法人で土地を取得するといふスキームも多々見られます。土地事務所の審査官によつては、出資者の出資者を複数レイヤーにわたり遡つてチェックしますので、土地取得実行に移る前に事前確認が必要です。

なお、タイでは外国人、外国法人に対する厳しい土地所有規制が課せられており、

資委員会(BOI)の許可を得る方法(投

資奨励法第27条)や、タイ工業団地公社

(I.E.A.T.)法を利用して取得は可

能です(タイ工業団地公社法第44条)。

タイでは一般的に個人による土地の所有

が認められており、土地の売買など、不動

産および不動産に関する物件の取得は民

商法上、契約書などの書面による合意と

登記によって法的効力を発する)になります。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイでは一般的に個人による土地の所有

が認められており、土地の売買など、不動

産および不動産に関する物件の取得は民

商法上、契約書などの書面による合意と

登記によって法的効力を発する)になります。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイでは一般的に個人による土地の所有

が認められており、土地の売買など、不動

産および不動産に関する物件の取得は民

商法上、契約書などの書面による合意と

登記によって法的効力を発する)になります。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイでは一般的に個人による土地の所有

が認められており、土地の売買など、不動

産および不動産に関する物件の取得は民

商法上、契約書などの書面による合意と

登記によって法的効力を発する)になります。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸借など一般的な規則は民商法

典(Civil and Commercial Code)で定め

られています。これらに付随するかたちで、土

地法(Land Act B.E. 2497(1954))、および

コンドミニアム法(Condominium Act

B.E. 2522(1979))といった特別法が存在し

ています。

タイにおける不動産の定義、売買、賃貸

借、使用貸

Dearlife お部屋探しならディアライフ!

GDM紹介プロモーション!

GDMからの紹介または『ArayZ』読者の方には通常サービスに加え、
Dearlife 特別サービスをご利用できます!

Dearlife通常サービス

- 入居者向け保険(火災・借家人賠償・退去時の原状回復)
- セレッソ大阪サッカースクールでのご優待
- ベリーモバイルでのご優待
- ムエタイジムのご優待



さらに!

GDMからの紹介、『ArayZ』読者の方には

特典 1 法人企業さま 向け

デポジット
長期立替

+
インターネットTV
1年間無料

特典 2 駐在員さま 向け

引っ越し費用負担
or
JALマイレージ贈呈
(2,000マイル)

+
インターネットTV
1年間無料

※特典1のサービス提供に際して、企業間の覚書締結を必要とすることがあります。※特典1と特典2の併用は不可です。

※サービスプロモーションは予告なく変更となる場合もございます。予めご了承ください。

お部屋探しは
ディアライフ
www.dlife.co.jp

株式会社ディアライフ

689 Bhiraj Tower at EmQuartier 19th Fl., Sukhumvit Rd, Bangkok 10110 THAILAND
TEL 03-6858-2103(日本から) 02-261-4194(タイ国内から) E-mail info@dlife.co.jp

日本人ライフアドバイザー直通
お気軽にお問い合わせください。 ☎ 02-261-1188

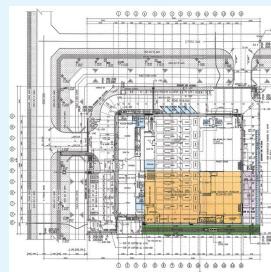
タイ事業用不動産

GDMでは、工場・土地・オフィスなど事業不動産を数多く取り扱っております

売り工場

アマタシティーチョンブリ工業団地(旧アマタナコン)
日系ゼネコン建設物件のため状態良好

- ・ 土地面積：約 8,020 m²
- ・ 工場エリア：約 3,300 m²
- ・ 事務所エリア：約 810 m²
- ・ 価格：お問い合わせください
- ・ 角地、2方向アクセス可
- ・ 日系ゼネコン建設のため
建物状態良好
- ・ 引き渡し可能時期：19年5月以降
- ・ IEAT(タイ工業団地)物件
- ・ 操業許可取得容易



角地に立地しているため2面道路アクセスが可能。1面をゲスト、従業員用、もう1面を搬出入用などに分けることが可能。



クリーン度10万クラスのクリーンルーム有。検査室や研究室として有効活用が可能。



トランクやMDB、SBDを含む電気設備は完備。



製造エリアは天井高約3.5から4メートルとなっており、天井配管用ラダーが張り巡らされている。製造エリアは空調完備。



カンティーンエリアはクリーンで広々としたエリアとなっています。調理場も広く、100名近く収容可能。



倉庫エリアも十分に広さがある。工場エリアの拡張用としても使用可能。フォークリフトなどの機器、備品も置き可能。

倉庫エリアには、床上荷物収納エリアもあり、スペースの有効活用もできる。



豊富な経験と実績で不動産取得をサポートいたします。

GDM (Thailand) Co., Ltd.

57, Park Ventures Ecoplex, 12th Fl. Unit 1211,
Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330

事業用不動産をお探しなら GDM

www.gdm-asia.com



工場用地取得から工場建設まで完全にサポートいたします

+668-6513-7435
takao@gdm-asia.com(担当:高尾)

GDMは「探して、終わり。」じゃない

オフィス探しから契約手続き、内装施工まで一貫サポート!



前回までは、タイでのオフィス移転について解説いたしました。
今回は、実際にオフィス移転を検討時に、GDMではどのように
お客様のご希望のオフィス物件探しをしているかをご紹介いたします。

Step.1 現状確認

オフィスを探している企業様は、タイへの新規進出または国内より移転の2パターンに分かれます。

新規に進出の場合は、登記申請の手続きがあるので事前に手続きフローを確認し、オフィス物件を探す必要がございます。

新規に進出を検討している場合

法人登記開始前、または申請中であれば、どのように手続きを進めるのが最適か(法人登記と並行してオフィス物件の契約を行う、またはサービスオフィスに入居して登記後にオフィス物件と契約などを)をお客様の状況・ご要望を伺いながら適宜アドバイスをいたします。

まずは、ご希望の立地・ご予算・移転時期などを伺い、700件以上の弊社データベースより希望に合う物件をリスト化し、ご紹介させていただきます(サービスオフィスのご紹介も可能)。併せてお客様のご状況を鑑みて、スケジュール感・概算予算・必要な手続きもご説明いたします。

お客様の不安・懸念点等を解消いたします。



Step.2 物件内覧



オフィス物件リストより希望物件の内覧をセッティングいたします。内覧時は、日本人担当者とタイ人スタッフが同行いたします。ご希望のオフィス物件等が見つかるまで、回数問わず物件探し・内覧が可能です。

バンコクはオフィス物件の需要が高く、人気物件は滅多に空室が出ません。空室が出た場合でもすぐに埋まってしまうので、迅速なご決断が必要となります。

※物件内覧はオフィスビルの営業時間(平日9:00~17:00)となります。

Step.3 契約



難しい契約も担当者がフォロー

入居するオフィス物件が確定したら、いよいよオフィスピルとの契約となります。今までにどんな書類が必要か、スケジュールや契約までにかかる費用も随時ご説明しながら、スムーズにオフィスピルとの契約が完了するようサポートいたします。

契約時に懸念点等があれば迅速にビルへの確認・交渉もしておりますので、いつでもご相談くださいませ。



Step.4 内装・施工



デザインから施工まで可能!

大手日系会社を含む数多くの内装実績を誇る弊社では、ご希望に合わせて内装施工を承っております。オフィスデザイン提案から家具の選定、配線の施工まで一貫してサポート可能です。

こちらもオフィス探しと同様にコスト面や日程等、お客様のご都合に合わせて親身にご対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。



GDMで承れるサービス

新規進出時の手続きサポート/
専門家の紹介

内覧同行

オフィス物件のご紹介

ビルとの契約手続きサポート

サービスオフィスのご紹介

レイアウト作成

住宅物件仲介企業のご紹介

内装施工



バンコクオフィスマップ、
プレゼント中!

バンコクの主要なオフィス物件を
掲載しております。賃料や駅まで
かかる時間等も明記しております
ので、ご希望の方はお気軽にお
問い合わせください。

オフィス探しからオフィス物件との賃
貸契約まで、無料でサポートしております。
お気軽にご相談ください!

物件へのお問合せ



Bkk Office Navi



担当内堀

● <https://office.gdm-asia.com/bkk-office-navi>
📞 097-137-4831 (担当:内堀)
✉️ uchibori@gdm-asia.com

バンコクオフィスナビ 検索

バンコクオフィスナビ
サイトへはこちらから





2019年8月のタイ経済指標成長率(Y-O-Y: 前年比)



ました。米中貿易摩擦による世界経済の鈍化や、電子部品市場が下降局面にあることなどの影響です。

工業生産に関しては、前年同月比4.4%減となり、4カ月連続でマイナス成長。外需の落ち込みにより、工業生産も縮小しています。

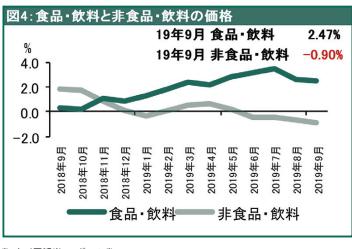
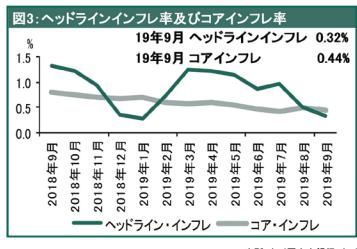
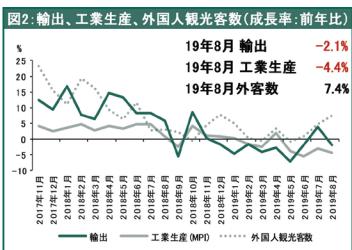
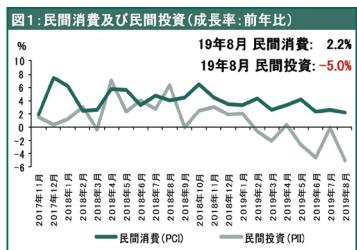
観光業では、外国人観光客数が前年同月比7.4%増の347万人となりました。中国、インド、台湾からの旅行者が拡大傾向にあることが原因です。また、昨年7月に南部ブーケットで起きた観光船の転覆事故後に中国人旅行者が落ち込んでいた低ベー

ス効果もあります。

商務省が発表した19年9月のヘッドライン・インフレ率は、前年同月比0.32%上昇し前月から伸びが減速しましたが、27カ月

の民間消費と民間投資は、前年同月比0.32%上昇し前月から伸びが減速しましたが、27カ月

工業生産は前年同月比4.4%減、4カ月連続でマイナス成長



出所: タイ国中央銀行、タイ国工業省、タイ国観光・スポーツ省

ArayZ × KASIKORNBANK

タイ経済・月間レポート(2019年10月号)

2019年8月の タイ経済情報

拡大しています。

タイ中央銀行が発表した2019年8月の重要な経済指標によると、タイ経済は前月と比べて伸びが減速しました。輸出が前月のプラス成長からマイナス成長に転じました。民間投資も大幅に落ち込みましたが、民間消費と外国人旅行者は引き続き拡大しています。

8月の民間消費は前年同月比2.2%上昇し、前月に引き続き拡大しています。その主な牽引としてサービスが前年同月比2.3%、非耐久消費財が同1.5%それぞれ上昇しました。一方で、耐久消費財は同0.1%、旅行者の支出は同2.5%それぞれ下落しました。

一方で、民間投資は前年同月比5.0%縮小しました。機械設備を中心とした資本財の輸入が前年同月比8.8%、建設認可を受けた土地の面積が同8.2%、引役としてサービスが前年同月比2.3%、非耐久消費財が同1.5%それぞれ上昇しました。一方で、耐久消費財は同0.1%、旅行者の支出は同2.5%それぞれ下落しました。

8月の輸出は、前年同月比1.1%減の219億米ドルとなりました。

8月のタイ経済は前月に比べ減速傾向

- 2019年8月のタイ経済は前月に比べて減速傾向にあります。輸出は前月にプラス成長となりましたが、米中貿易摩擦の過熱化や世界経済の減速などにより、再びマイナス成長に転じました。外需の落ち込みを主因に、工業生産が引き続き縮小しています。一方で、民間消費と観光業は引き続き拡大しています。
- 19年9月の消費者物価の上昇率は前年同月比0.32%上昇し、前月から伸びが減速しました。果物・野菜や米・粉製品を中心とした食品・飲料部門の価格上昇が全體を押し上げました。しかし、燃料価格の下落に相殺される形で、今年1月以来の緩やかな上昇率となりました。
- 品目別にみると、非食品・飲料部門が前年同月比0.9%収縮しました。住宅が同0.33%、娛樂教育が同0.75%それぞれ上昇した一方、運輸通信は同2.86%下落し、全体の伸びを押し下げました。一方で、食品・飲料部門は同2.47%増となりました。米・粉製品の上昇率が同9.15%、肉
- ・19年のタイ経済は予想よりも減速傾向にある見込みです。輸出による経済推進力が、予測を下回るものとなっています。輸出の回復が予想以上に遅れているのは、米中貿易摩擦による世界経済の鈍化や、電子部品市場が下降局面にあることなどが理由です。カシコンリサーチセンターは、19年の輸出が従来の予想を下回るとして、新たな予測の前年比1.0%減に下方修正しました。
- ・民間投資は、タイ経済の回復が遅れているため、予想よりも緩やかに拡大しています。よって、カシコンリサーチセンターは、19年の民間投資の見通しを従来予測である前年比4.2%増から、新たな予測の同3.2%増に下方修正しました。
- ・カシコンリサーチセンターは、19年のタイ経済成長率が従来の予想を下回り、前年比2.8%増になると予測します。

一方で、世界経済の鈍化や、電子部による世界経済の鈍化や、電子部は、予測を下回るものとなっていました。輸出の回復が予想以上に遅れているのは、米中貿易摩擦による世界経済の鈍化や、電子部

タイの輸出による経済推進力は、予測を下回るものとなっていました。輸出の回復が予想以上に遅れているのは、米中貿易摩擦による世界経済の鈍化や、電子部は、予測を下回るものとなっていました。輸出の回復が予想以上に遅れているのは、米中貿易摩擦による世界経済の鈍化や、電子部

主な理由は、レムチャバン港・マップタット港の第3期拡張事業や、3空港を結ぶ高速鉄道事業などタイの大型インフラ入札の進捗が遅れているためです。また、20年度の歳出予算（19年10月～20年9月）の編成作業が遅れていることから、今年の第4四半期の公共投資に下押し圧力がかかっています。よって、カシコンリサーチセンターは、チセンターは、19年の公共投資の見通しを前年比1.5%増に据え置きました。

一方で、民間投資はタイ経済の回復が遅れているため予想よりも緩やかに拡大しています。よって、カシコンリサーチセンターは、19年の民間投資の見通しを從来予測である前年比4.2%増から、新たに予測の同3.2%増に下方修正しました。

品市場が下降局面にあることなどが理由です。
カシコンリサーチセンターは、19年の輸出を、従来の予想を下回る新たな予測として前年比1.0%減に下方修正しました。
従つて、カシコンリサーチセンターは、19年のタイ経済成長率が従来の予想を下回り、前年比2.8%増になると予測します。

“ 2019年の経済成長率は従来見通しを下回り、前年比2.8%増になると予想 ”

本資料は情報提供を唯一の目的としており、ビジネスの判断材料とするものではありません。掲載されている分析・予測等は、資料制作時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、予測の妥当性や正確性が保証されるものではありませんし、商業ないし何らかの行動の為に採用することから発生した損害の責任を取れるものではありません。本資料の予測・分析の妥当性等は、独自でご判断ください。



AEC+3諸国でパートナーをお探すお手伝い 海外市場開拓の事業機会を提供する、信頼できるオンラインビジネスマッチング



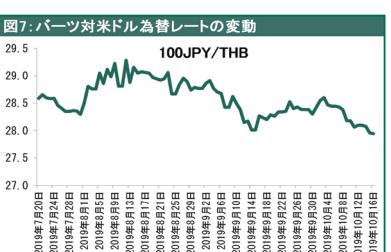
AEC+ビジネスマッチングの優れた特徴

- ✓ 新しい市場や新しい仕入れ先と出会いことで事業機会が拡大します。
- ✓ 健全な財務本質のパートナーとの出会いが保証されます。
- ✓ 費用と時間を無駄にせず、有効的に活用できます。
- ✓ 海外市場において御社の企業認知度を向上させることが可能です。

下記のウェブサイトまで、オンラインビジネスマッチングをご利用ください。

AEC+ Business Matching www.kasikornbank.com/matching

[Facebook](#) [Twitter](#) [YouTube](#) [Instagram](#) [KBank Live](#)
K-Contact Center 02-8888888



タイ、ASEANの今がわかる
ビジネス・経済情報誌

『ArayZ』

広告掲載を募集中！

定期購読日系企業4,700社(延べ7,500部)に、
毎月直接配達でお届けしています！

ビジネス情報誌『ArayZ』掲載へのメリット

- 配布場所は日系書店、公的機関、日系スーパー・飲食店、ホテルなど在タイ日本人の目に留まるエリアです。
- 定期購読者の多くはタイで働く日本人です。
- 郊外(アユタヤ/チョンブリ/ラヨーンなど)にも配達しています。
- 広告掲載内容はウェブサイトでも掲載しています。
- 掲載費用はデザイン/写真撮影/販促活動 全て含んだパッケージ価格でのご案内です。

A4 サイズ 見開き2ページ	56,000THB/回
A4 サイズ 1ページ	29,800THB/回
A4 サイズ 1/2ページ	17,300THB/回
A4 サイズ 1/4ページ	9,400THB/回

ビジネスパーソンへ向けた広告をお考えの方はぜひお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本人直通(担当:内堀、鵜飼)
Mail: gdm-info@gdm-asia.com
TEL: 02-651-5655
Web: www.arayz.com

お問い合わせフォーム



ArayZでは毎月、タイ・ASEANの
旬な内容をお届けしております。

無料定期購読も随時承っておりますので
ご希望の方はご連絡ください。



オフィス内装・ 工場内装ならGDM



内装 - 家具 - 展示会 - デザイン

オフィス内装デザイン/施工、家具の納入はもちろん、中小規模の工場や
オフィス棟の建築、工場設備内装、受電設備工事等も行っております。
経験豊かな日本人プロフェッショナルがご提案から施工進捗管理、
お引き渡しの後のアフターケアまでサポート致します。



100
以上の
案件実績

オフィス内装/オフィス家具
AdAsia (Thailand) Limited 株
GMOクラウド株式会社 様
IKA* Works (Asia) Sdn Bhd 株
NECソリューションイニシアチブ株式会社 様
ProMission Co.,Ltd. 様
アインダム機械株式会社 様
赤城工業株式会社 様
アグリテクノホールディングス株式会社 様
住友重機械株式会社 様
株式会社BPD Bangkok 様
株式会社UACI 様
株式会社ウエストエヌギーソリューション 様
株式会社エココミュニケーションズ 様
株式会社エコシステム 様
株式会社湘南屋 様
株式会社小川製作所 様
株式会社ヒュスクレイン太田昭和 様
株式会社日本電機製作所 様
京セラ株式会社 様
群馬銀行 様
コナカルデイングス株式会社 様
三建産業株式会社 様
日本カーボン株式会社 様
シライ電子工業株式会社 様
住友電設マニタックス株式会社 様
千代田電資機器株式会社 様
帝人粉末会社 様
日本マテリアル会社 様
日本パルプ&ペーパー株式会社 様
古河ガラス工業株式会社 様
三菱アーティラリーズ株式会社 様
山田コンサルティンググループ株式会社 様
ユニチカ株式会社 様

工場建築/設備内装
アズミル株式会社
アルミック株式会社
宇部興産株式会社
株式会社アゼロ
株式会社エクセディー
株式会社エビソーシー
株式会社エクスクリプション
トヨヨ串本機工株式会社
パナソニックディバイスUNIK株式会社
福島工業株式会社
ムートー精工株式会社

展示会 / イント
OJD株式会社
DTGエクスルギー株式会社
因幡工務株式会社
エキシビション・ピューロー(TECB)
株式会社IHI
株式会社不二越
明治義塾
ジットコ
タイ国コロナエンジョン・アンド
東洋紡株式会社
東芝マテリアル株式会社
ヤンマーホールディングス株式会社
その他多数

GDM(Thailand)Co.,Ltd.

担当:山本 ☎ 088-572-4998 ✉ seiji@gdm-asia.com

57 Park Ventures Ecoplex 12th Floor



詳しくは弊社Webをご覧ください
GDM アジア



krungsri
ก្រុងស្ទី

A member of MUFG
a global financial group



信頼できるパートナーへ あなたのすぐそばに、アユタヤ銀行(クルンシイ)

三菱UFJフィナンシャルグループのアユタヤ銀行(クルンシイ)は、タイを代表する金融機関として、個人のお客さまの声にお応えします。また日本人のお客さまにもご満足いただけるよう、日本語による各種サービスを支店、コールセンター、ATM等を通じて提供してまいります。

確かなクオリティを、タイにお住いの皆さまへ



A member of MUFG, a global financial group



Call 1572 | www.krungsri.com | Krungsri Simple

ASEAN地域で活躍する企業を紹介
ASEAN×BUSINESS×PERSON

現場の省エネと 職場環境の改善に貢献

サワヤ(タイランド) 平木 良和 ● ひらき よしかず

工場倉庫といった建物の金属折板屋根用に開発された遮熱・断熱シート「冷えルーフ(Roof Umbrella)」。平木氏の故郷・石川県に本社を置くサワヤの主力製品で、工場などの屋根に設置することで、直射日光を遮断し、製造・作業現場の室温を下げるほか、雨音の防音効果をもたらす環境に優しいシステムだ。

サワヤがタイ現地法人を2012年11月に設立して以降、生産性と効率性の向上にもつながります」と説明する。

日本人経営者の頭痛の種にな

てきた。平木氏は、「日系企業の工場を中心に販売施工実績を積み上げてきました。一年中暑いタイにびったりの製品で、空調設備を設置している工場でも

節電ができると好評を得ています」と胸を張る。

慢性的な技術人材不足は、日本人経営者の頭痛の種にな

っているが、「暑さが和らぐことで、作業場の環境が改善されます。その結果、離職率が低下し、生産性と効率性の向上にもつ

ながります」と説明する。

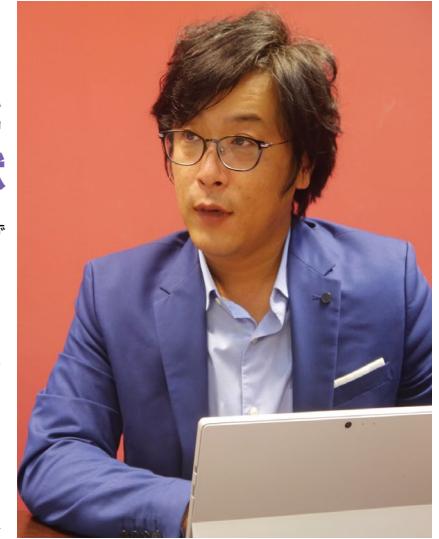
近年「冷えルーフ」のOEM生産をバンコク近郊で開始したほか、「METALEX」などの展示会に定期的に出展し、ブランドの知名度向上と新規顧客の開拓に力を入れている。

冷えルーフ以外の事業展開も視野に入れる。すでに開始している技術人材の育成支援プログラムと切削油リサイクル装置

の販売に加え、リサイクルガラス製品の本格輸入を検討している。日本で中間処理された蛍光管ガラスを主に使用し、オリジナル製

品やガラス製品に至るまでの循環型社会に適した商品の企画・製造販売を行っており、「バンコク市内の高級ホテル内のレストランですでに納められています」と期待を示す。

モータースポーツ好き



SAWAYA(THAILAND)CO., LTD.

779/2 Soi SuwanMani (Soi23)
Pracha Utthit Road,
Sam Sean Nok, Huai Khwang, Bangkok 10310
TEL:+66-92-101-2021.
Mobile:+66-92-442-8388
Email: hiraki.bkk@308-sl.co.jp

ソン大会に参加したり、ゴルフを楽しんでいたが今後は高校生の時に取得したダイバーライセンスを引き出してダイビングを再開することを検討中。余暇は「街の空気感が心地良いクアランプールによく出没して買い物や食事を楽しんでいます。もちろん事業機会も探っています」と近隣国の動きを注視することを忘れない。

「最近のマイブームはモータースポーツで、シンガポールなどで開催される自動車レースをアイ

リッジュバブで観戦します」。特にタイ人初のF1ドライバーとなったアルボン氏(レッドブル・ホンダ所属)の活躍に期待していると目を輝かせる。自身も運転好きで社用車で取引先を回るほか、パタヤにあるゴーカートサーキットで疾走するという。

スポーツは以前、定期的にマラ

外資メークターが中国脱出、動きが遅すぎるアジアの工場用地争奪戦

ベトナムで工場用地の“奪い合い”が起きている。昨年(2018年)から今年にかけて、中国や日本を含む外資が大挙して進出してきたためだ。それに伴い、工場価格や人件費が上昇の一途をたどっている。台湾系企業も脱中国を加速させ、ベトナムの工場用地の争奪戦に加わっている。もちろんすべての企業が用地を取得できるわけではない。争奪戦に敗れた台湾系企業は、さらに南下を進めている。その行先の1つがタイだ。タイはアジアの物流ハブともいわれ、陸海ともに抜群のロケーションを誇る。アジア各都市に1時間半程度でアクセスできるのが大きな強みだ。(JBpress)

2019.10.15 掲載

台湾系工場が 中国からタイに大移動

バンコクに拠点を持つ日系不動産会社、GDM社の高尾博紀社長は最近の変化をこう語る。

「台湾系工場が中国からタイに向けて大移動を始めています。台湾企業の中には、8万平米の工場用地を探しているところもあります。8万平米といえば東京ドーム2個分の大きさに匹敵し、3年で7千人の新規雇用が可能な規模です」

中小企業はもちろん、中国で数十の子会社を開設する電子機器メーカーや、有名医療機器メーカーなどもタイへの移転を目指しているといふ。

晶テバイスで世界首位の台湾晶技術(TXCI)、リテガイドの生産量で世界屈指の上銀科技(ハイウイン・テクノロジーズ)、半導体のイオン注入装置大手の翔名科技(ファイード・パックテック)などがある。

台湾回帰を打ち出した高付加価値産業の企業は、台湾で土地を調達し、自動化されたスマート工場を立ち上げる準備に入っている。「長らく空洞化してきた国内産業が活気を取り戻すだろう」(台湾高雄市在住の経営者)と大きな期待が寄せられている。

一方、南下を進める労働集約型企業は台湾が描く「アジア・シリコンバレー計画」という国家計画のもとで統合される。台湾は、
「デジタルアイランド」として台湾と米シリコンバレーを結び、さらに東南アジアを経由してインドに至るサプライチェーンの構築を目指している。

「The mobile Indian」によれば、8月、鴻海がインドのチエンナイ工場でiPhoneXシリ

ーズの生産ラインを正式に稼働させたという。これまで最新モデルはすべて中国で生産し、インドでの生産は旧モデルにとどまっていたが、エンジニア工場の稼働はその慣例を破るものとなりそうだ。今後「メイド・イン・インディア」のiPhoneが世界に供給されれば、台湾勢が構築するサプライチェーンは一層拡充する可能性がある。

「脱中国」を進めるのは台湾企業だけではない。実は中国企業も猛スピードで中国からの移転を進めている。前出の高尾氏は、最近まとめた中國蘇州の企業との取引を次のように振り返る。

「5万平米の土地購入というケースでしたら、1回目の当社訪問の時点では現地見学に赴き、面積と価格を確かめた後、数週間後の2回目の打ち合わせで契約に至りました」

ちなみにこれが日本企業だと「半年はかかります」という。

中国メディアはタイ最大規模の工業団地専門のデボロッパーであるWHA社の「2018年の土地売買契約のうち中国企業が占める割合

の経済部(日本の経済産業省に相当)が中心となり、大陸からタイに工場移転を進める企業に法律相談やコンサルティングサービスを提供するなどの支援を行っている。

台湾企業にとって、大陸の生産ラインを減らしてタイへの移転を進めることは米中貿易戦争のリスク回避になるだけでなく、収益回復にもなる。タイの外銀レポートによると、台湾企業の製造立地の比率はそれまで大陸(=中国)8割、タイ2割だったが、今後は「ダイ7割」に引き上がるとの予測があるという。

台湾が描く「アジアのシリコンバレー計画」

台湾政府も、企業の「脱中国」を後押ししている。台湾政府には、中国に進出した高付加価値産業を台湾に回帰させ、同時に労働集約型の産業を南下させてネットワーク化させようという構想がある。それが「台湾回帰政策」であり「新南向政策」だ。

台湾回帰政策は今年の1月からスタートした。同政策のもと、大陸から台湾に回帰した台湾企業は7月末で102社に達し、投資金額は5千億台湾ドル(約1兆7250億円)を突破した。世界に冠たる技術を誇る企業も続々と台湾に回帰している。台湾回帰を表明した企業には、鴻海(ホンハイ)科技集團(二部工場が回帰)、水



サイバーセキュリティリスク
回避・低減で
ITセキュリティをサポート

業務内容：

- タイ国 IT法順守 コンサルティング 管理代行
- ハード・ソフトウェア 販売と 保守管理
- ITスタッフの派遣と タイ人従業員教育
- ウイルス・スパイウェア調査 / 駆除+復旧
- HDD / SSDなど記憶媒体のデータ復旧

緊急対応 +66-8-7555-3111
E-mail info@miwcom.com
URL www.miwcom.com

税務・法務・監査・会計など

Pricewaterhouse Coopers Legal & Tax Consultants Ltd.

TEL: 02-844-1000

www.pwc.com/ja/globalization/country/thailand.html

経理代行サービス

Accounting Porter Co., Ltd.

TEL: 02-661-7697

Mail: kazuhiro.tadano@aporter.com

<http://aporter.co.th>

会計・税務一括代行・各種コンサルティング

J Glocal**Accounting Co., Ltd.**

TEL: 02-168-6225 Mail: info@jga.asia

<http://jga.asia>

会計税務・ビジネスコンサル・セキュリティなど

M&A Group

TEL: 02-632-0900～2

Mail: infojp@m-agroup.com

www.m-agroup.com

バックオフィス業務に関する総合コンサル

BizWings (Thailand) Co., Ltd.

TEL: 02-681-9762 Mail: contact@bizwings.co

www.bizwings.co

タイおよびミャンマー法務

TNY Legal Co., Ltd.

TEL: 02-117-0798 Mail: info@tny-legal.com

www.tny-legal.com

会計処理代行業務・税務相談

日本税理士合同事務所 タイランド

TEL: 02-632-7645～6

Mail: ogawa@nihon-zeirishi-cooperate.com
<http://nihon-zeirishi-cooperate.com>

会計・税務、各種コンサルティング

Hongo Toyo Accounting Co., Ltd.

TEL: 02-258-3323 Mail: Kaikei@hongo-t.com

www.ht-tax.or.jp**人材紹介**

製造業専門・人材派遣

nms (Thailand) Co., Ltd.

TEL: 038-190-450

Mail: m_matsumoto@n-ms.co.jp

www.n-ms.co.jp

エグゼクティブマネージャークラス人材紹介

en world Recruitment (Thailand) Co., Ltd.

TEL: 02-106-8659 Mail: yu.s@enworld.com

www.enworld.com

タイ人・日本人スタッフ人材紹介

Dee Staff Recruitment Co., Ltd.

TEL: 02-673-9830 Mail: j-info@deestaff.com

www.deestaff.com

1年保証の人材紹介(日本人・タイ人)

A-LINK RECRUITMENT CO., LTD.

TEL: 063-230-8314 (佐藤) Mail: marketing@alink.co.th

www.alink.co.th

人材紹介(日本人・タイ人)

Wide Spread Intertrade Recruitment Co., Ltd.

TEL: 084-438-2500 Mail: japanese@wsjob.com

<http://wsjob.com/new/jap/>

人材紹介派遣(日本人・タイ人)

Job Passport Recruitment Co., Ltd.

TEL: 038-025-848 Mail: japanese@job-passport.com

www.job-passport.com**設計・施工**

工場・倉庫・事務所の設計・建築・施工

NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.

TEL: 02-312-2513 Mail: toshinari.fujiwara@nagawa.co.th

www.nagawa.co.th

内装・設計・施工

KOKUYO International (THAILAND) Co., Ltd.

TEL: 02-264-5100

www.kokuyo-thailand.com

困ったときはここをチェック!

業種別・日系ビジネスサポート

企業カタログ

お部屋探しならディアライフにおまかせ!

dearlife

全物件
■住宅保険付きとは
ディアライフだけ!

イメージキャラクター バービー (フォーリング)

TEL: 02-261-1188 Mail: info@dlife.co.jp<http://dlife.co.jp>**内装・設計・施工****GDM (Thailand) Co., Ltd.**

オフィス、工場の内装設計・施工から、工業用地での電気申請や電気増設工事まで承ります。また、展示会でのブース設営やデザインワーク、大型パネルの制作も実施。自社での設計・日本人担当者による施工管理が強みです。

TEL: 02-651-5655 / 088-572-4998 Mail: seiji@gdm-asia.com (山本)www.gdm-asia.com**法務**

法務、人事・労務・新規メコン法務

ONE ASIA LAWYEARSTEL: 061-780-1515 Mail: info@oneasia.legal<http://oneasia.legal/>**通信**

モバイル・通信

berrymobileTEL: 02-105-4568 Mail: support-th@berrymobile.jpwww.berrymobile.jp/thailand**クラウドERP/会計システム****BBS (Thailand) Co., Ltd.**

★ クラウドERP/会計システムを活用し、記帳代行/社内経理の不満を解決します

★ 「本社報告に間に合わない」「日本語で会計数値が見たい」⇒課題を解決

TEL: 02-255-0423 Mail: info_th@bbs.co.jpwww.bbs.co.jp/th

運輸・倉庫・貿易実務

**MITSUI-SOKO
(Thailand) CO., LTD.**TEL:081-985-1441(日本人直通) Mail:inquiry@mitsui-soko.co.th
www.mitsui-soko.co.th

サービスオフィス

**OFFICE23@PERSONNEL
CONSULTANT**TEL:02-612-7333~4 Mail:Office23@personnelconsultant.co.th
www.personnelconsultant.co.th/office23

サービスオフィス

**NPD
SERVICE OFFICE**TEL:02-237-2353 Mail:shu-hasebe@npd.co.th
www.npd.co.th/npd_service_office/overview.html

タイ語翻訳サービス

Unimon Co., Ltd.TEL:02-237-3817 Mail:trans@unimon.co.th
www.jpthai.com

オートリース、機械設備リース、計測器レンタル

**Thai ORIX Leasing
Co., Ltd.**TEL:02-792-4543 Mail:inquiry@orix.co.th
www.orix.co.th

オートリース

**Sumitomo Mitsui Auto Leasing
& Service (Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-252-9511/Ext.5206
japandesk@smauto.co.th

機械設備リース、オートリース

**TISCO Tokyo
Leasing Co., Ltd.**TEL:02-638-0909 Mail:salesautolease@tiscotokyo-leasing.co.th
www.tiscotokyo-leasing.co.th

車のリース、運転手派遣(長期)サービス

MAZARINE CO., LTD.TEL:086-775-2188 (日本人窓口)
Mail:k_hamagami@mazarine.co.th
www.mazarinethai.wixsite.com/Profile**企業には、企業のための電子版
日経電子版 Pro**人事異動アラート機能、
自動英訳機能など
法人契約限定の便利な機能が満載!**無料トライアル実施中!**

お申込・お問合せ

日・中・英語 対応可

NIKKEI 日経グループアジア本社

NIKKEI GROUP ASIA PTE LTD

TEL:65-6336-4122 電子版Pro
E-mail:sales@nikkei.com.sg www.nikkeiasia.com

Q キャンペーンコード TA2

定期購読
募集中!毎号確実にArayZを読みたい 無料にてオフイスやご自宅に郵送いたします。
gdm-info@gdm-asia.com宛に件名を「定期購読希望」とし、お名前、住所、郵便番号、建物名、電話番号を明記の上、ご連絡ください。過去バックナンバーもウェブでお読みいただけます! ▶ www.arayz.com

OA機器全般(複合機、CCTV等)販売・レンタル

**Nippon Office Automation
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-136-4235~6 Mail:t_ichimura@nihon-oa.com
www.nihon-oa.com

複合機・リース・販売

**Fuji Xerox
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-660-8383
www.fujixerox.co.th

複合機の販売・リース・保守

**Konica Minolta Business Solutions
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-029-7000 Mail:jpn_desk@konicaminolta.co.th
www.konicaminolta.co.th

複合機及びOA機器の販売／保守

Canon Marketing (Thailand) Co., Ltd.TEL:02-344-9999 内線7 (日本語)
Mail:cmt_toiawase@amt.canon.co.th
<https://th.canon/en/>

LED照明・空調省エネ商材販売・物流

Acutech CO., LTD.TEL:083-238-6648 (箕輪) Mail:yuya@acutech.co.th
TEL:081-640-5756 (Satit) Mail:Satit@acutech.co.th
www.led-clair.jp.com

LED照明

**FT Group
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-229-5553
www.ftgroup.co.jp/en

LED照明

**Kowa
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:092-280-8750 (日本人直通) Mail:s-inoue@kowa.co.th
www.kowa.co.jp

省エネ・創エネ事業(LED照明・太陽光発電の独自エコ提案)

**WEST International
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-168-8678 (川口) Mail:yuuta.kawaguchi@west-gr.co.jp
www.west-gr.co.jp

ERP導入コンサルティングサービス

**Pacific Business Consulting
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-670-0720 Mail:pbc-th@pbc.co.jp
www.pbc.co.jp/thai

マーケティング・営業支援

**I-AGREX
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-646-1551 Mail:sales@i-agrex.com
japandesk@smauto.co.th

企業ITインフラサポート

**TT Network Integration
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:02-685-3077 Mail:its_jpn@ttni.co.th
www.ttni.co.th

各種制作・マーケティング・プロモーションなど

**Ishida Taiseisha
(Thailand) Co., Ltd.**TEL:081-936-6061 Mail:toshihiko.a@itp.co.th
www.itp.co.th

開所式典・周年式典・代理店会議

**JTB
(Thailand) Limited**TEL:02-230-0451 Mail:bkk.outbound.corporate@jtbp.com
www.jtbthai.com

清掃・ビルメンテナンス・鳥害対策

**HOMEX BUSINESS SERVICE
(THAILAND) CO., LTD.**TEL:02-048-3030 Mail:homex-thailand@homex-co.com
www.homex-co.com

工場の防虫、省エネ用シートシャッター専門

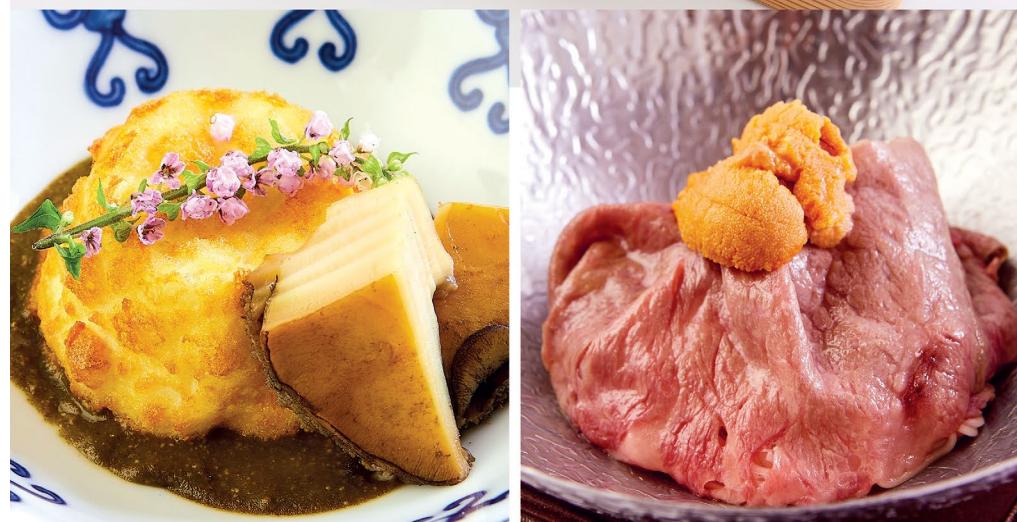
**KOMATSU ELECTRIC
INDUSTRY CO., LTD.**TEL:092-723-5656 (先久せんきゅう) Mail:info@komatsuelec.co.th
www.komatsuelec.co.jp/monban

衛生陶器販売、TOTO代理店

SUZUTO CO., LTD.TEL:089-445-5416 (新谷)
Mail:shintani@suzuto-eisei.com



New Autumn Menu



Book Review

部下に自走する力をつけさせる 『するいマネジメント』

井上 和幸 著
SBクリエイティブ 561B



同じ企業内でも管理職者が部下の自主性に任せている部署の方が、無駄な残業を減らし、良い業績を残すことがある。ただ、自分の仕事を持ちながら部下を管理する責務を負うブレイングマネジャーは、「部下が指示したように動いてくれない」「部下の失敗をフォローするより、自分でやったほうが早い」といった悩みを抱えている。同書は、適度に力を抜き、効率的な仕事をする「するい」マネジメントのコツを紹介する。

著者が元同僚という蒲原氏にとって、同書はバイブル的な存在。「マネジメントの仕事を勘違いしていると、自分の仕事を減らすことはできません。固定観念を捨てると、楽になることが分かります」と放っておいても部下が育つ仕事術を伝授する。

人には他人から認められたい承認欲求がある。部下の性格を見抜き、どのように褒めたり、叱ったりしてやる気を引き出し、自信をつけさせなければ良いのか。蒲原氏は、「自分以上に部下が自発的に動いてくれる環境を作ることです。いかに部下に自走する力をつけさせるかが、マネジャーの役割で、それがするいマネジメントにつながります」とこれからのあるべきリーダー・マネジメント像を描く。

タイトルは健全で悪意のない「するさ」を指すという。また、帯には「決して部下には読ませないでください」とひねり出した惹句が刷られている。著者の本音を凝縮したような秀悦なコピーだが、「まだ自分の部下には同書を薦めていませんが、管理職に就く前に読んでおくのも一考に値する」と提言する。



Asian Leaders Career / Bee Consultant
ALCグループCEO

蒲原 隆

長崎県生まれ。九州大学卒業後にリクルート社に入社。2003年に退職し、カナダのバンクーバーへ留学。帰国後、リクルートエグゼクティブラーニングを経て、09年にJAC Recruitmentへ転職。タイ法人の代表取締役社長、シンガポールにてJAC AsiaのCOOを歴任。現在はALCグループ(Asian Leaders Career / Bee Consultant) CEO。タイ人、日本人の人才紹介をはじめ、会社設立、ビザサポート、会計、事業売買などの事業オーナー。

<http://al-career.com/>
tak@al-career.com

今月のオススメ新刊



中林亞紀=文 東京大学卒業。2008年に株式会社伊國屋書店入社。
2017年よりKINOKUNIYA BOOKSTORES THAILANDへ出向。

Supported by BOOKS Kinokuniya

読者プレゼント!



OODAループ思考【入門】

瞬時に判断し、すぐ動ける人になる技術「OODAループ思考」。日本で唯一OODAループを専門とする戦略コンサルタントがやさしく解説。



ヤバい集中力

人間の脳には「獸」と「調教師」という2つの力がある。2つのシステムを使いこなして超スピードの「はかり」を体験せよ!



他者と働く

すべての厄介な問題は、関係性のなかで起きている。いま最も注目の経営学者による組織論とナラティヴ・アプローチの超実践的融合。

トラン・ヴァン・トゥ / 刘込 復二 著
勁草書房 1318B

中所得国の人と 中国・ASEAN

中国・ASEANは「中所得国の人」として嵌ることなく発展できるのか。中所得国を低位・高位に分類し、中国・タイ・マレーシア・インドネシア・フィリピン・ベトナムの課題と可能性を問う。

「OODAループ思考【入門】」を、抽選で1名様にプレゼント!

1. 住所(郵便番号までご記載ください) 2. 氏名 3. 年齢 4. 勤務地 5. 携帯電話番号 6. ArayZee入手した場所 7. 感想 今後読みたい企画や情報など、以上に併せて「書籍プレゼント希望」と明記の上、gdm-info@gdm-asia.comまでご応募ください。12月6日応募締め切り(当選は12月下旬に商品の発送をもって代えさせていただきます)。



KINOKUNIYA BOOKSTORES THAILAND

伊勢丹 6階 10:30~22:00 TEL: 02-255-9834
EmQuartier 3階 10:00~22:00 TEL: 02-003-6507
www.kinokuniya.com/th/

THE MOST FAMOUS JAPANESE COMEDY SHOW!

60周年
それがどうした!

Ai Sakai
Kazutoyo Koyabu
Suchi

吉本新喜劇

ワールドツアー in THAILAND

タイ公演座長
川畑泰史
すっちー

日時 2019年12月15日(日)
会場 Thailand Cultural Center (メインホール)
(最寄駅: 地下鉄タイランドカルチャーセンター駅)

主催: 吉本興業 企画・制作: 吉本興業
協力: MCIP ホールディングス
よもとエンターテイメント (ライアンド)
公演に関するお問合せ: info@yoshimoto.co.th

公演の詳細はこちらをご覧ください > [@Yoshimoto.Thailand](#)

スポンサー: HIS, EMPORIA, ZI, TOYOTA THAI SHO (THAILAND), PERSONNEL CONSULTANT, yamamori, CNPD, RICOH, 後援: タイ日本国大使館, タイ日本人会, JAPAN TRADE CENTER THAILAND

Art

世界の路上ワーカー

路上に溢れる可能性

26【見世物経済】

「パブリック空間にプライベート空間を作る子どもたち①」

(アルゼンチン/ブエノスアイレス)



分たちだけの空間だったのかもしれない。

表舞台から捨てられたゴミの中から、使えそうなものを本能的触覚で選択し、ありあわせの品で必要なものをつくりている。フランスの文化人類学者レヴィ=ストロースの言う「ブリコラージュ」を目の当たりにしているようだった。

(12月号へ続く)



中野陽介 1987年福岡生まれ。19歳で渡米、Los Angeles City College卒業。23歳で岡本太郎著「今日の芸術」で芸術使命に目覚める。24歳で添タイ、パコケマラリマンと芸術家の足のわらじ生活3年間送る。28歳で1年間に22ヶ国を巡る世界一周旅を敢行。その後、路上ワーカーの研究を始め、現在、平日はサラリーマン、休日は路上ワーカーという生活を送っている。「路上ワークの幸福論」Kinokuniya Bangkok店およびEmQuartier店でも発売中。
HP:yosukekanano.com Instagram:@yosukekanano

監査業務、IPO業務

を承っております。

高品質の監査業務を提供いたします。2019年10月に事務所としてのタイ証券取引所の認定を得ましたので、タイ国上場企業の監査業務、IPO業務も承ります。



- 公認会計士 4名 (タイ人 3名、日本人 1名)
いずれも監査経験10年以上
- (監査補助者は 5 年以上)
- タイ証券取引所(SET) 認定会計士
- アセアン公認会計士
- システム監査技術者(日本)



Wall Street Tower 13F.
33 Surawong Road, Suriyawong Bangrak, Bangkok 10500
http://www.proudinpro.co.th/jp
092-278-9656 (タイ語、英語 担当: サンナニー)
093-639-4668 (日本語 担当: 篠木)
yusuke@proudinpro.co.th

タイ・日本の公認会計士が共同設立の会計事務所

プラウド・イン・プロ

**全物件
『住宅保険付き』は
ディアライフだけ!**

全物件『住宅保険付き』だから安心！

タイでは唯一！ディアライフで仲介した物件には住宅保険が無償で付いています。
入居中の盗難・水漏れ・爆発事故や、退去時の原状回復費用も住宅保険でカバー！

住宅保険とは？
火災、爆発、水漏れや、物の紛失や盗難などの損害に対して補償する保険です。
借主であるご入居者様はもちろん、貸主であるオーナーさん、近隣住人など第三者への損害賠償を含みます。

**ここが
ポイント！**
入居前にはわかり得ない、入居後に発生する、万が一の事故を保険でカバーし、
予期せぬ費用負担を軽減

退去時に発生する、「補修費（ダメージ回復費用）」を保険でカバーし、
デポジット（敷金）返金のトラブルを解消

イメージキャラクター バービー（フォーリンラブ）

お部屋探しは
ディアライフ
www.dlife.co.jp

株式会社ディアライフ

689 Bhiraj Tower at EmQuartier 19th Fl., Sukhumvit Rd, Bangkok 10110 THAILAND
TEL 03-6858-2103(日本から) 02-261-4194(タイ国内から) E-mail info@dlife.co.jp

日本人ライフアドバイザーアイコン 02-261-1188
お気軽にお問い合わせください。

การคุ้มครองแล้วขึ้นชื่อ
จะเป็นอันตรายและพิเศษอย่างมาก



■ サイアム～ブルンチット
The Okura Prestige Bangkok
山里
寿司森 ゲインツワー店
Abelle Café
飛躍

■ パンコク近郊
Addicted Cafe & Carwash
Tanoshi Izakaya
日本亭 アマナコン店
日本亭 J-Park 店
日本亭 シラチャ店
神戸 牛乃匠 シラチャ店
SEA SALT

■ サトーン～シーロム
生そば あずま ニニヤ店
水琴
はなび屋
Respecton Vol.1
北海道原始焼 シーロム (4号店)
北海道居酒屋 すすきの
喜多郎寿し シロム店
Seiryu Sushi サラテン店
花かるた サトーン店
Abelle Bar and Bistro
寿司森 サトーンスクエア店
Koken Sushi & Dining Bar
Wander

■ その他バンコク都内
Jingi
Sousaku
Sasori Izakaya
CLAY Craft of Nature
ハナゼン
Magokoro Sushi Bar
Buruma Cafe-Bistro
Rin Bar
Jizo Izakaya
ふくろみ焼き島
Oji Izakaya
しゃかりき 432°
The Circle Ratchapruk 店

和酒専門店
SAKE FOREST

日本酒や焼酎、リキュールなど、30蔵を超える日本のお酒の専門ショップです。日本語対応可能なスタッフが、皆様のご来店をお待ちしております。

レイヒル店 タニヤ店
Rain Hill 2F (スクムビットソイ47) Chem Issara Tower1 2F
02-258-4975 02-234-3161
sakeforest@gmail.com estohochu@mail.com

最新のイベント情報は
QRコードをチェック！
www.sakeforest.com/sake-forest/



日本国内78拠点、アジア20拠点のネオキャリアグループ

タイでの人材採用のご相談は REERACOENに！

リーラコーエン・タイランドではタイ人マネジャー職、専門職、日本語人材の採用支援に実績があります！ハイスペック人材多数登録！



タイ人の日本語人材の採用



営業・経理・人事・総務等
ホワイトカラーの採用



タイ人マネジャーの採用



製造業の技術職の採用



日本人現地採用の採用
(現地・他国からのご紹介)

タイでの
取り扱い求人数
日系人材紹介会社

No.1



タイ国内で転職をご検討の方もお気軽にご連絡ください！



REERACOEN
neocareer GROUP



この度、Reeracoenは
Albirex Niigata FC (3)の公式スポンサーとなりました。

www.reeracoen.asia/jp/client

バンコク拠点 BTS Chit lom駅直結

+(+66) 02-253-9800 06-3439-6820 嶋(しま)

ko.shima@neo-career.co.jp

8th Floor, Mercury Tower, 540 Ploenchit Road,
Lumphini, Pathum Wan, Bangkok

チョンブリ拠点

+(+66) 03-811-1256 09-6201-4764 平田(ひらた)

hirata@reeracoen.co.th

4/222 Harbormall Bldg. Unit 10C04-05, 10th Floor, Moo 10,
Sukhumvit Road Thungsukhl, Sriracha, Chonburi